

総合政策学の確立に向けて (2) : 理論的基礎・研究手法・今後の課題

岡部光明 *

2005 年 8 月

21 世紀 COE プログラム

「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

本稿執筆に際しては、筆者が所属する文部科学省センターオブエクセレンス・プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」(COE) 研究グループに所属する研究者諸氏、とくに大江守之、梅垣理郎、小島朋之、國領二郎、平高史也の各氏から有益なご意見をいただいた。また、当 COE 主催シンポジウムや中間成果報告会などに際して中谷巖、白石隆、藤原帰一、渡辺利夫、青木昌彦、伊藤滋、吉田民人、池田信夫、曾根泰教の各氏からも貴重なご示唆を賜った。これらの方々に感謝申し上げたい。なお本稿は、大江守之・岡部光明・梅垣理郎(編)『総合政策学—問題発見・解決の方法と実践—』(慶應義塾大学出版会)に集録される予定である。

* 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 / 総合政策学部 (okabe@sfc.keio.ac.jp)

総合政策学の確立に向けて (2) : 理論的基礎・研究手法・今後の課題

岡部光明

【概要】

情報通信技術の革新とネットワーク化によって、情報はその利用コストおよび利用可能性の面で近年劇的に変化している。この結果、社会問題の解決を目指す従来の政策（公共政策）はその内容や運営方法に変革を迫られており、いまや「社会プログラム」という認識によって取り組むことが必要となっている。そうした取り組みを政府、民間、非営利組織等が協働しておこなえば、対応の実効性ならびに社会安定性の向上を図ることができる。こうした理解は理論的にも支持される。総合政策学は、上記のように多様な関係者を視野に入れる一方、既存の各種学問領域の成果を有機的に利用しつつ、問題の発見、その性質の解析、対応施策の立案、実施、成果の評価といった一連のプロセスを扱う「問題発見・解決型」の社会科学である。これは、複雑化する現代の社会問題ないし課題に対して有効性の高い接近方法であり、今後その適用が広がっていくことが期待される。

キーワード：情報通信技術革新、ティンバーゲンの定理、マンデルの定理、限定合理性、制度、モジュール、スリー「ワーク」アプローチ

目 次

はじめに	5
1. 社会環境の変化と政策学に求められる条件	5
1-1 情報の利用形態の革新	5
1-2 社会組織の変化	7
1-3 総合政策学：その条件、定義、特徴	9
2. 総合政策学の理論的基礎	13
2-1 政策目標と政策手段の関係	13
2-2 人間行動における限定合理性と制度構築	14
2-3 政策目標に関する伝統的理解と新しい発想	16
3. 総合政策学の手法 (1)：三側面の統合	20
3-1 三側面の統合	20
3-2 多様な主体（アクター）の統合	20
3-3 問題解決過程（プロセス）の統合	21
4. 総合政策学の手法 (2)：学問領域および研究手法の統合	22
4-1 総合政策学の構造：各学問領域のモジュール的集合	22
4-2 三つの研究手法の統合（1）：帰納・演繹・推論	26
4-3 三つの研究手法の統合（2）：スリー「ワーク」アプローチ	29
5. 総合政策学の位置づけと今後の課題	30
参考文献	35

はじめに

本章は、従来の「政策」概念を「社会プログラム」の遂行として捉え直す必要があるという認識¹⁾を踏まえるとともに、本書所収の論文（第3章から第9章までの6編）の記述から浮かび上がる総合政策学という考え方を、より一般的な枠組みの中で整理して提示することを意図している。

以下、第1節では、社会環境の変化と政策学に求められる条件を述べたあと、総合政策学を定義し、その特徴を述べる。第2節では、幾つかの関連分野（契約理論、情報の経済学、制度設計論等）の近年における成果を援用しつつ総合政策学の理論的基礎づけを行う。第3節では、総合政策学はその手法において三つの側面を統合させる点が特徴的であることを述べる。第4節では、それら三側面のうち、学問領域の統合および研究手法の統合に焦点をあててやや詳細に論じる。第5節では、総合政策学が社会科学一般のなかでどう位置づけられるかを示すとともに、今後の課題を指摘する。

なお本章は、前章と同様、かつて提示した総合政策学の理解（小島・岡部 2003）を、本書集録論文で示されるようなその後における研究、実践、そして議論を通して拡充、深化、発展させ、概念的に一層明確化しようと試みた結果を一つの鳥瞰図として提示するものである。ただ、新しい概念が登場する場合の常として、総合政策学の概念も変化し発展する運命を背負っている。このため本章は、あくまで現時点で到達した理解というべきものであり、また関係者の理解が完全に一致しているわけではないので、筆者の個人的理解という面も併せ持つことを予め記しておきたい。

1. 社会環境の変化と政策学に求められる条件

前章（岡部 2005）で指摘した近年の社会環境の変化は、達観すれば二つに集約できよう。一つは、情報の利用形態の変化（IT 革新の影響）であり、もう一つは、社会組織の変化（NPO/NGO や制度自体の重要性増大）である。ここでは、こうした変化の核心をあらためて整理するとともに、そこでの社会問題の解決にとって有効性の大きい総合政策学という考え方、およびその特徴を述べる。

1-1 情報の利用形態の革新

人間の行動は、すべて情報を基礎としている。どのような情報をどのように入手するか、それをどのように取舍選択ないし加工あるいは保存するか、そして行動に際しての判断材料とするか。このような情報の取得・加工・保存・利用・発信といった一連の過程においては、それに随伴する経済的コストおよび情報の利用可能性が、人間の行動ひいては社会システムの構造に根源的影響を与える。

（1）二つの情報処理システム

社会全体をこのように情報処理システムという観点から捉えると、それは伝統的に二つのシステ

1) 本書第1章の岡部（2005）を参照。

ムの組合わせから成る、と理解できる。

その一つは、価格システム (price system) という膨大な量の情報を処理するシステムである。価格システム (あるいは市場メカニズム) は、むしろ全ての財・サービス・資産に付けられる価格とその変動によって経済を運行させる仕組みであるが、自由主義経済学者ハイエク (Friedrich von Hayek, 1899-1992) はその本質はむしろ膨大な量の情報を処理するシステムである点を見抜いていた²⁾。すなわち (1) 情報は質量両面で現場に存在する、(2) 情報は価格シグナルに集約される、(3) 個別主体がそのシグナルをもとに行動すれば結果的に社会全体の効率的情報処理が可能となる、(4) したがって情報は中央政府が集計しなくとも分散したままで利用できる。これが市場経済の本質であると主張した (情報の分散利用システムとしての価格システム)。

もう一つのシステムは政府である。この場合の政府は、情報を民間部門からコストをかけて収集し、その情報をもとに「市場の失敗」に対応する主体であると理解できる (情報の集中利用システム)。このような二つのシステムの主体は、前者では個人や企業などのミクロ経済主体であり、後者は中央集権の主体つまり政府である。表 1 (1) は、以上のことを図式的に表わしたものである。

(2) IT 革新の影響

ところが近年の情報通信技術 (IT) の革新は、情報利用の形態および通信のあり方に革命的な影響をもたらし、上記のような社会認識に抜本的な修正を迫っている³⁾。まず情報処理技術 (コンピュータ) の革新とインターネットの発達は、情報の収集および処理コストならびに通信コストを劇的に低下させる一方、コミュニケーションの即時性、双方向性を飛躍的に向上させている。それとともに、末端主体 (個人や企業) の事態対応能力を大きく向上させている (エンパワーメント、empowerment)。

これは二つの重要な結果をもたらす。一つは、社会問題の解決に際して、情報を従来のように集中利用するよりもむしろ分散利用する方が、コスト、効率、および末端主体のインセンティブのいずれからみても、従来より合理的になっていることである。前出表 1 の (1) と (2) では、最左欄の枠の表示において情報利用形態のウエイトを対照的なものとすることによってこれを示してある。換言すれば、従来、政府の役割ないし公共政策実施において前提されていたハーベyroードの前提⁴⁾ はいまや崩壊し、それに伴い「政策」の意義や運営方法が変化した、といえる。換言すれば、情報および権力の観点からいえば、従来の中央集権的なないし垂直的な社会構造から、自立分散的なないし比較的水平的な社会構造へと変化した (社会構造がフラット化した) といってもよい。

IT 革新に伴うもう一つの結果は、情報の分散利用の拡大により、市場メカニズムが作動する範囲が一層広がっていることである (表 1 (2) の最右欄の表示を参照)。これもまた、従来の公共政策のあり方に大きな変化を求めるものである (例えば公企業等を民営化する必要性を示唆)。

なお、IT 革新に伴うこのような情報および権力の構造に関するフラット化は、単に社会構造につ

2) 池田 (1997、第 1 章)。近年の IT 革新の本質的影響を理解するには、社会システムを情報処理の観点から理解する必要性が大きい。この点はすでに前章 (岡部 2005、2-1 (4)) でも述べたが、その重要性にかんがみここで多少の重複をいとわず再論する。

3) 以下の認識は、本書第 3 章 (國領 2005) から示唆を得た点が多い。

4) 本書第 1 章の岡部 (2005) 注 10 を参照。

表 1 情報利用形態および社会構成組織の変化

(1) 従来

	行政組織	企業・個人
情報集中利用	・ 命令と統制	
情報分散利用		・ 市場メカニズム

(2) 現代

	行政組織	NPO/NGO, 各種制度	企業・個人
情報集中利用	(A) ・ 動機整合性重視	(B) ・ インセンティブ ・ コミットメント ・ 説明可能性 ・ 信頼性 ・ 評判	
情報分散利用			(C) ・ 市場メカニズム

いてだけでなく、むしろ企業などひとつの組織の内部構造およびその管理に関して、より一般的かつ頻繁に指摘されている。これら両方のケースにおけるフラット化は、同様の論理で理解できよう。また IT 革新は、ネットワーク上で発生するデータの直接的かつ即時的（リアルタイム）利用を可能とする一方、ネットワーク上の膨大なデータを比較的簡単に解析することも可能にしつつある⁵⁾。この結果、従来の社会科学のあり方に新しい次元が加わってきているといえる⁶⁾。

1-2 社会組織の変化

近年の環境変化は、上記のような情報利用面での革新に加え、社会組織面でもまた大きいものがある。

5) こうした状況に対応した新しい研究手法の開発は、本書第 8 章（深谷 2005）を参照。

6) IT 革新が社会科学の接近方法や研究者の関与の仕方に関する影響の詳細は、本書第 3 章（國領 2005）を参照。

（１）中間的組織の増加

その一つは、「政府（行政組織）か民間か」あるいは「官か民か」という従来の二分法の枠に入らない中間的性格を持つ組織が増加したことである⁷⁾。前掲の表１（２）を用いれば、これらは行政組織と民間部門の中間に位置づけることができる。なぜ中間的なのか。まずこれらの多くは、NPO あるいは NGO であるが、それらは行動方式の面で自発的活動を基礎としているので政府（民間部門に対する命令と統制を基礎）とは異なるからである。また、活動目的の面では「公共性」の高い領域で成果を挙げることが意図しているので、個人や企業といった通常の民間経済主体（私的動機を基礎）とも異なるからである。そしてこれら組織は、組織の形態自体が多様であることから、そこにおける情報の利用形態も当然多様なものになるう。

こうした中間的組織の増加は、これまで国家あるいは官が独占していた公共性が民間部門に開放される傾向を示すもの、と解釈することができる。あるいは、多様な社会問題を解決するには、前章でみたとおり、単に公共政策だけでなく民間主体も巻き込んだ「社会プログラム」の実施という認識によって対応することが必要になってきている、といえる。いずれにせよ、社会問題を扱う場合には、行動主体に着目して「官か民か」という区分で理解するよりも、むしろ活動目的に着目して「公か私か」という区別で理解するほうが建設的である。後者において「公」は公共性のある分野を意味しており、それは広範なものとなる。

NPO あるいは NGO は、その活動分野、組織形態、参加メンバーの広がりなど実に多様なものがあるが、ここではそのうちの一例をひとつの典型として指摘しておきたい。それは、近年の社会構造変革の原動力ともいえるインターネット空間（国家主権の枠組みを越え国家の強制力が及ばない公共空間）の国際的管理を行う ICANN という組織である⁸⁾。これは、インターネット上のドメイン名などを管理するために 1998 年に設立された国際的な民間非営利組織である。ICANN の勧告には国際条約のような強制力はない。しかし、大きな公益のゆえに、あらゆる国の組織や個人が ICANN のルールに自発的に従っているのが実体である。これは、公共性のある「社会プログラム」が特定国の政府によってではなく NPO によって実施されている好例といえる。

（２）制度の重要化

社会組織面での変化としていま一つ重要なのは、「政府か民間か」という場合における中間的組織（上述した NPO/NGO）とは多少性格が異なるものの、「中間的」性格を持つ「制度」が重要化していることである⁹⁾。制度は、政府に関係するものもあれば民間部門に関係するものもある。このため表１（２）では、両方の性格いずれの場合も含むものとして「中間」に位置づけ、それに含まれるものとして「NPO/NGO」および「各種制度」を記載してある。

7) この点および NPO/NGO やその行動特性等については、本書第１章（岡部 2005、2-3）を参照。

8) ICANN は、The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers の頭文字を取った略称。詳細は < <http://www.icann.org/> > を参照。なお、慶應義塾大学環境情報学部教授（現慶應義塾常任理事）の村井純氏は 2003 年 6 月までこの組織の理事をつとめていた。

9) 制度の意義や実践活動と制度との関連に関する詳細などは、本書第１章（岡部 2005、2-1）を参照。

1-3 総合政策学：その条件、定義、特徴

近年の環境変化を前節 1-1 および 1-2 で述べたような二つの現象に集約して理解すれば、そこにおける「政策」は従来と異なるものになる必要があることがわかる。この関係を図式的に示したのが前掲の表 1 (2) である¹⁰⁾。前章で述べたことを多少繰り返すことになるが、この図をもとに指摘できる幾つかの点を整理すると、次のとおりである。

(1) 環境変化と新しい政策学

第 1 は、公共政策の運営方法を変更する必要性である。すなわち、IT 革新によって情報の分散利用が進むことは、政府と民間部門の間における情報の非対称性を強める（政府の情報劣位を決定的にする）。このため、政府による公共政策の運営においては、従来の「命令と統制」(command and control) 方式から「民間部門の動機整合性を重視する」(incentive-compatible) 運営方式に重点を移す必要が出てくる¹¹⁾。

第 2 は、市場メカニズムの拡大を認識する必要性である。すなわち、情報の分散利用に伴ういまひとつの効果として、民間部門では市場メカニズムが作用する領域が拡大する。これを的確に認識するとともに、それを反映した公共政策および社会プログラムを組み立てて行くことが不可欠である。

第 3 は、中間的組織の増加および各種制度の重要化である。すなわち、政府機能ならびに民間での市場メカニズムという従来の二分法による社会認識のままでは対応できない課題が増えたことに伴い、中間的組織 (NPO/NGO) が増加し、それらが社会問題解決のうえで重要な役割を果たすようになったことである。また社会における官民の各種制度 (公式のものだけでなく非公式の慣行等も含む) やその構築がとりわけ重要な課題になった。これらの点を認識することが不可欠である。

第 4 は、中間的組織 (NPO/NGO) の行動や制度の評価に関する理論的分析が不可欠の課題として浮かび上がったことである。政府による政策は、命令と統制、あるいは動機整合的行政という観点から原理的に理解することができる一方、民間経済部門は市場メカニズム (価格シグナル) の作動という観点から基本的に理解できる。これに対して、中間的組織ないし制度の働きをどのような指標とメカニズムによって理解すべきかは、自明でない。行政命令や価格に代わるシグナルはどのようなものであろうか。

その理論的発展はなお今後の課題として残されているが、近年発展している情報の経済学等を援用して理解できる面がかなりあろう。その場合に重要となる概念としては、例えば、情報ないし取引相手の信頼性 (credibility)、評判 (reputation)、インセンティブ (incentive)、コミットメント (commitment)、説明可能性 (accountability) などが考えられる。興味深いのは、これらは後述するように各種の実践活動を通して浮かび上がったことがらでもあり、実践活動が学問的理解をも前進さ

10) 本書第 3 章以降に集録した 7 編の論文をこの図の中に位置づけると、第 3 章 (國領 2005)、第 4 章 (梅垣 2005)、第 5 章 (大江・平高 2005)、第 6 章 (小島・巖 2005) は主として領域 (B) に関係しており、第 9 章 (森平・小暮 2005) は領域 (C) を扱っている。一方、第 7 章 (白井 2005) は、領域 (A) (B) (C) を横断的に対象としているほか、第 8 章 (深谷 2005) も同様に 3 つの領域を横断的に対象とする新しい研究手法を論じている。なお、本書に集録されていないが、岡部 (2003) は金融問題を中心に領域 (A) を論じている。

11) 詳細は本書第 1 章 (岡部 2005、第 3 節) を参照。

せる可能性があることである。理論面における具体的な検討課題をいくつか指摘しておく、(1) 中間的組織の行動にとってのシグナル（指標）は単数かそれとも複数か、(2) もし複数の場合それらは相互にどう関係するのか、(3) それらのシグナルはどのようなメカニズムで生成し、変化するのか、(4) 中間組織が政府あるいは民間企業・個人と協調あるいは競争する仕組みやその条件は何か、などである。また、中間的組織の組織構造と行動の関係についての分析も今後に残された研究課題といえよう。その場合も、実践から得られる知見は理論形成に大きな役割を果たすことになる期待される。

（２）新しい政策学に求められる要件

以上をまとめると、新しい政策学（社会プログラムの実施）は幾つかの基本的性質を持つ必要があることが理解できる。一つは、政策を従来の「上から下へ」というかたちだけで理解するのではなく、各種主体の相互作用（interaction）というかたちで関係主体とその行動を全体として把握し、その結果としての社会プログラムの目標実現を捉える必要があることである。これはまさに「ガバナンス」という視点にほかならない。総合政策学がガバナンスの研究と称されるのは、ここに理由がある。いま一つは、一度限りの対応というよりも、対応を度重ねてゆくことによって広い意味での制度を構築することが大きな目的の一つになることである。そのためには、「制度」に関して関連分野の諸研究を踏まえた理解が必要になるだけでなく、社会プログラムに含まれる項目を実行して初めて得られる知見もこれに生かす必要がある。このため、総合政策学は必然的に実践と一体化する面をもつ（実践性）。

政策学に対するこのような理解は、実は現代の世界的な政策思想の潮流と合致するものでもある。例えば世界銀行では、近年その政策を社会開発（social development）という名称によって新しく定義し直しており（World Bank 2004）、それはまさに本稿で述べた考え方と軌を一にしている。すなわち、市場メカニズム（いわゆる Washington consensus¹²⁾）に依存した対応だけでは十分ではなく、制度の変革（transforming institutions）が重要であり、それを通して人々の能力強化を図ること（empowering people）が究極的な課題であると位置づけている。このためには、関係者（NGO、学界、民間部門、メディア界等）の幅広い参加と協働（partnership）が重要との立場をとっている。この発想は（１）政策とは上から下に対する命令ないし働きかけではなく、むしろ多様な主体が参加して目標を実現してゆく社会プログラムである、（２）政府や国際機関が行う政策の個別的内容よりもむしろ政策対象国の各種制度の改善が重要である、（３）政府自体の善し悪しを問題にするよりもむしろ良いガバナンスを確保すること（government よりも governance）が大切である、という理解と主張であるといえる¹³⁾。これはまさに本稿で議論した「新しい政策」の考え方に通じるものである。

12) 米国ワシントンにある国際機関（世界銀行、IMF 等）が 1990 年代以降、支援対象国に対して求めたとされる経済政策の性格に関する通称。これは、市場メカニズムの作動促進（競争促進、貿易自由化等）が問題解決の基本であるという主張であるため、新自由主義あるいは市場原理主義などともいわれる。

13) 途上国の開発援助にとって、近年ではこれらが基本的考え方になっている。詳細は本書第 7 章（白井 2005）を参照。

(3) 総合政策学の定義と特徴

以上の議論をもとにすれば、総合政策学とは、各種学問領域を有機的に利用しつつ、IT 革新の影響下にある現代社会の問題の発見、その性質の解析、多様な手法ならびに多様な関係者の活用、という一連のプロセスを扱う「問題発見・解決型」の社会科学である、と定義できる。あるいは、そうした研究方法 (methodology) のことである、といてもよいかもしれない。

むろん、より具体的な事項に言及して総合政策学を定義することも可能であり、また何に重点をおいて定義するかによっても相当ニュアンスの異なるものになりうるが¹⁴⁾、ここではそうしたことに煩わされるよりも、総合政策学の一般的な特徴を次のように整理しておこう。

特徴の第一は、何らかの解決が求められている社会問題 (problem, question ないし issue) をまず発見ないし認識し (identify ないし discover)、その解決を図ることを基本視点に据えていることである (問題発見・解決型)。このためには、既存の学問領域での研究成果を十分にそして効果的に活用することが可能であり、またそれが必要でもある¹⁵⁾。問題の発見と解決が発想の出発点であり、その他の特徴はすべてこれから導かれることがらともいえる。そのためには、例えば必要となる研究分野あるいは手法を自由かつ選択的に活用する、という発想が採られる一方、社会問題を新しい視点からえぐり出すための斬新な調査手法の開発も重要な活動の一つになる¹⁶⁾。また、問題の深い理解あるいは実体に即した理解をするうえでは、フィールドワークも重要な活動の一つになり、そして人的ないし情報的ネットワークの構築とその利用も重要な要素として含むことになる。さらに、当事者あるいは現場に接近してこそ問題発見が可能となり、また現場にこそ問題解決の重要なヒントが潜んでいる、という考え方が重視される (現場主義)。つまり、総合政策学は端的にいうと問題主導の接近 (issue-driven approach) が最大の特徴であるといえる。これに対して従来の社会科学は、学問分野主導的ないし手法主導的接近 (method-driven or discipline-driven approach) と理解できよう。

第二は、問題解決は何らかの実践によって初めて可能となるものであるから実践 (practice) と研究は深く関係しており、また両者が緊密に相互作用をすることによって学問として発展、深化するという性質を持つ、と理解されることである (実践性あるいは実学)。すなわち、総合政策学は、まさに実学 (実際に役に立つ学問。さらには経験や実証にもとづく学問) ということができる^{17) 18)}。このため、多くの社会科学において判断基準とされる執筆論文の多寡、理論的エレガンスの追及といったことよりも、総合政策学ではむしろ関連する幅広い活動、実証実験、社会プログラムの実践など、プロセスの進行自体に比較的大きな意味を持たせている。従来の社会科学では、研究者は一般的にデタッチメントという姿勢 (距離を置いて見る姿勢)、すなわち問題を解決するうえで社会工学的な最

14) 例えば、本書の序文 (大江 2005) で述べられている総合政策学では、行政的解決、市場的解決が十分に届かない領域に考察対象の重点が置かれるとともに、そこでの問題解決に際して実証実験を通して関与すること、そしてその過程で得られた知や問題発見の枠組み自体の革新を図ること、などに重点が置かれている。

15) 詳細は第4節で述べる。

16) その先端的な例として本書第8章 (深谷 2005) を参照。

17) ちなみに、慶應義塾創設者の福澤諭吉は『学問のすゝめ 初編』のなかで「実なき学問は先ず次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり」と主張して色々な例を述べている (福澤 2002、7 ページ)。総合政策学は、このように慶應義塾創設時の精神を受け継ぎ、それを同大学の中で最も新しいキャンパスにおいて現在の時代環境のなかで実現していこうというものである。

18) 「未来—それは予想するものではなく構築するものである」(フランスの作家サンテグジュペリ) という発想といえる。

適解を導くこと（ないし政策提言に止まること）が特徴的であった。しかし総合政策学では、それとは対照的に、問題解決策が実行され効果をもつことが大切である（そのためには戦略的な研究も必要となる）と考えるうえ、参加（コミットメント）ないし関与（involvement）するという側面をも併せ持つことが多い。それらは大切な要素とされる。したがって総合政策学は、一つの面によって規定される学問的領域というよりも、むしろ多面的な運動体（multi-dimensional movement）である、と理解することもできる。

第三は、総合政策学では公共政策学が引続き一つの重要領域として含まれるが、問題解決は社会プログラムの実施というより広い視点から理解され、そこには国内外の政府のほか、企業、NPO/NGO、国際機関、市民グループなど多様な主体（アクター）が関与するプロセスであると理解されることである（参加主体の多様性）。つまり、所期の目的が達成されたかどうかの判断は、単に公共政策運営主体である政府の行動だけでなく、NPOなどの中間組織やその他民間部門も含めた多様な主体の行動とそれらの間での相互作用のいかんによることになる。

そして第四は、研究対象としてとりわけ情報通信技術ないしメディアの革新とその影響を強く意識していることである（IT革新の諸影響）。むろん現代社会を特徴づける環境変化には様々なものがあるが（例えば、ヒューマンセキュリティの重要化、経済取引グローバル化、規制撤廃、文化的衝突の先鋭化等）、そのうちでも技術（社会にとっての道具）とくにIT技術は、組織、社会、制度、そして生活の仕方を変えるとともに個人の能力を強化させるものであり、人間社会全体に対して広くかつ深い影響を及ぼすからである¹⁹⁾。社会条件がこのようないわば非連続的ともいえる大きな変化を示すときには、政策論においても上記のように従来の発想とは異にする革新が求められる²⁰⁾。

（４）総合政策学的接近が求められる各種社会問題

総合政策学は、IT革新の影響を受ける多くの分野を当初からもっともなじみ深い適用領域としてきたが、それ以外の多くの重要な社会問題に対してもきわめて効果的に援用できる。

その一つが、現在われわれが進めているヒューマンセキュリティ（human security）を対象とした各種の社会問題の領域である。ヒューマンセキュリティという概念は、国家安全保障（national security）、社会安全保障（social security）よりもさらに小さい単位すなわち個人に着目した安全保障の考え方であり、社会や国家に関する諸問題は究極的にはそれを構成する個人（人間一人一人）の自立、能力強化（empowerment）、安全な生活の保障が前提になるのでそれらを目指す必要がある、という思想である²¹⁾。その具体的領域は多岐にわたるが、いずれの場合も多様な主体が関与してくるうえ、問題の発見から解決に至るプロセス全てを対象としなければ効果的な対応を期待できない。

19) 技術と企業組織ないし社会組織のアーキテクチャの間には補完性があるという視点（いわば技術的制度分析の視点）を強調したものとしては、池田（2004、2005）の研究が示唆に富む。

20) ちなみに、シュンペーターによれば、革新（彼の用語では「新結合」“new combination,”あるいはinnovation）には（1）新製品の導入、（2）新生産方式の導入、（3）新市場の開拓、（4）新供給源の獲得、（5）新組織の発生、の5つのケースがあり、これらは非連続的に発生するものである（馬車の所有者が鉄道建設に乗りだすことは期待できない）ことが強調されている（Schumpeter 1911、66 ページ）。

21) 詳細は第4章（梅垣 2005）を参照。

このため総合政策学が必要かつ有効な領域である。

むろんそれ以外にも総合政策学によって効果的取組みができる重要かつ複雑な問題は数多くある。例えば、地球温暖化に対する応用（天野 1997）はその例である。また、高齢化と社会保障、あるいは地方分権のあり方といった国内問題をはじめ、東アジア地域統合化、国際社会の政治経済安定化、経済取引のグローバル化と国家の役割変貌といった国境を越える諸問題など、総合政策学的接近が期待される領域は数多い²²⁾。

2. 総合政策学の理論的基礎

前述した総合政策学の考え方は、政策論における基本概念を用いてどのように説明できるだろうか。ここでは、三つの視点から総合政策学の理論的な基礎づけを多少しておきたい。

2-1 政策目標と政策手段の関係

公共政策（典型的には経済政策）に関しては、政策目標と政策手段の関係について二つの重要な原則が従来から認識されている²³⁾。これらに照らした場合、総合政策学はどのように理解できるだろうか。

第一の原理は「政府が n 個の独立した政策目標を同時に達成するには、政府は n 個の独立した政策手段を保持している必要がある」という要請である（ティンバーゲンの定理、Tinbergen's theorem）²⁴⁾。ここで「独立した政策目標」とは、ある政策目標の達成と他の政策目標の達成とが無関係であること、そして「独立した政策手段」とは、ある政策手段が他の政策手段とは無関係に自由に選択できること、を意味する。したがって、政策目標が独立でない場合、例えば目標がトレードオフ関係にあるような場合には、どちらかの目標を犠牲にするか、または政策手段の数を増やすか、いずれかの必要があることをこの原理は示唆している。

この考え方を適用すれば、総合政策学は政策手段の数を増やす対応である、と理解できる。なぜなら、一つの政策主体としての政府を一つの政策手段とみなせば、NPO/NGO などの中間的主体が政策（社会プログラム）の実施に参加することは、独立した政策主体が増加することであり、これを独立した政策手段の増加と解釈することができるからである。したがって、総合政策学は、不足する政策手段の数を増やすことによって政策目標をより確実に達成させる対応である、と理解することができる。ここに総合政策学の一つの理論的基礎がある。

もう一つの原理は「各政策手段は、それが相対的に最も効果を発揮する政策目標に割当られるべきである」というものである。これは、マンデルの定理（Mundell's theorem）、政策割当ての原理（policy

22) 現時点でわれわれが専らヒューマンセキュリティ問題に重点を置いているのは、既存研究スタッフの研究領域と研究リソースの制約を総合的に考えるとこれが適切と判断しているためである。なお、現時点におけるわれわれの8つの研究グループの詳細は、本書巻末の参考資料1および総合政策学 COE（2004）を参照。

23) これら二つの定理の解説は、例えば浅子（2000、第4章）を参照。

24) これは代数学における連立方程式の基本定理と論理的に同じものである。

assignment principle)、あるいは経済政策における比較優位の原理、として知られる。通常、一つの政策手段は幾つかの目標に対して政策効果を持つが、そのうち最も効果を発揮する目標を達成するためにその手段を用い、それ以外の目標達成には別の手段を用いる（割当てる）べきである、というのがこの原理の要請である。なぜ手段のこのような使い方をする必要があるのか。それは、もしそのような方法で手段を利用しなければシステム（例えばマクロ経済）を不安定化させる懸念があるが、そのような利用をすればシステムの安定化が保証される²⁵⁾からである。

いま政策効果の大小は、政策実施のために保有する情報量と情報の質に左右される、としよう。このように考えれば、総合政策学の一面を合理的に理解できる。すなわち、IT革新によって生じる政府の情報劣位化は、公共政策の効果を相対的に弱める（1-1を参照）。このことは二つの意味を持つ。一つは、民間部門の活動を支配する市場メカニズムが相対的により広範に作用することを意味しており、それを認識する必要があることである。もう一つは、情報の発生源であり情報をより多く保有する「現場」を政策に関与させるべきであることである（いわば現場主義の重要性増大）。このように考えると、NPO/NGOなどの中間的主体による政策関与（社会プログラム実施への参加）には合理性があり、それは社会システムを安定化させるうえで役に立つことになる。

以上の二つの原則を統合すると、次のようにいえる。すなわち、ある一つの政策手段（あるいは公共政策）が複数個のどの政策目標に対しても最も効果がある（絶対優位）としても、そのみで全ての目標を達成することは不可能であり（ティンバーゲンの原理）、したがって他の政策手段（あるいは政策実施主体）を追加的に導入せざるをえず、そしてその場合には、目標達成にとって比較優位の原則で手段（政策実施主体）を割り当てるべきである（マンデルの定理）、ということになる。例えば、前述したインターネット上のドメイン名などを管理するために設立された国際的な民間非営利組織であるICANN（前出注8を参照）は、第1に、社会問題を解決するうえで「政策」主体が民間部門において一つ追加したことを意味する。そして第2に、それはインターネット関連情報保有の面で政府よりも圧倒的に優位にあることから、政府あるいは公的な国際機関が同様の機能を果たすよりも一層効果的に機能を果たすことができることを意味する。したがってICANNとその活動は、政策論における二つの原則を満たすものであり、社会問題を解決するうえで合理的である、といえる。この例からわかるように、ICANNをはじめとするNPO/NGOの役割は一般に大きいものがある。

2-2 人間行動における限定合理性と制度構築

既述のように、近年の政策論では、個々の政策の内容自体よりもむしろ制度設計に重点が移っている。一方、総合政策学では実践活動を通して慣行ないし制度（あるいは社会的アーキテクチャ²⁶⁾）を構築することを一つの大きな柱としている。このように制度あるいはその構築が重視されるのはな

25) この証明は、前掲の浅子（2000、第4章）を参照。

26) アーキテクチャとは、もともと建築様式を意味するが、近年はコンピュータの論理構造ないしネットワークシステムの全体としての設計思想および知識を集大成したもの、という意味でも頻繁に用いられる。その考え方を人間社会に適用すれば社会的アーキテクチャという表現が可能であり、「制度」は概ねそれに該当すると考えることができる。

27) 本書第1章（岡部2005、2-1）を参照。

ぜか。それは、すでに議論したとおり²⁷⁾、人間同士の政治的、経済的、社会的な相互作用のあり方を、制度というかたちで規定ないし制約することによって不確実性（リスク）を減少させるという機能を持つからである。ここではその理解をさらに理論的に掘り下げて考えてみたい。

（１）限定合理性の表われとしての制度

総合政策学において実践を強調するのは、一回限りの行動に大きな意味があると考え（それだけでは何も残らない）よりも、むしろ実践活動を通して最終的にどんな制度的成果を挙げたか（既存の制度を改変できたか、あるいは実践活動によって新しい慣行あるいは制度として結実させたか）を重視するからである。実践を重ねることによって理解され、深められ、獲得された知識を一般化したものこそが、規則、手続き、仕組みなど一般に広義の制度（institution）と称されるものになる。したがって制度は、知恵あるいはノーハウのかたまり、といえる。こうした意味での制度は人間の合理的行動を支援するものであり、したがって広義での制度構築は、社会システムを質的に向上させる点で大きな意味を持つ。それは人間行動の限定合理性（bounded rationality）²⁸⁾ という観点から次のように理解できる。

まず、人間の行動をモデル化する場合、通常、人間はすべての可能な選択肢の中から合理的に経済的選択を行うことによって最良の選択肢を選ぶ（最適化する）、ということが前提される。しかし現実には、人間の頭脳の情報保有量は有限であり、また理解可能な情報処理量も有限である。このため個人や組織は、現実にはすべての可能な選択肢を検討対象にするのではなく比較的数少ない選択肢を考慮対象とし、ある程度満足できる行動ができると判断すればそれ以上の（可能な限りベストの）選択肢を探すことを中止する場合が多い。つまり、人間は合理的に行動すると考えられるものの、人間の情報処理（認知）能力によってそうした行動には限界が存在する。仕事が複雑になれば、人間は単純化された対応方法（決定ルールや慣習など広義での制度）を利用する傾向を示す、と理解する方が現実的である。

したがって、上記の極端な最適化モデルには疑問が生じる。このため、新古典派的経済学にはこの面で大きな限界があることが指摘され、最近の経済学では人間の情報処理能力・調整能力の有限性が重視されるとともに、市場の内部に存在する規則、慣習、その他の社会制度の意義をこの概念（人間行動の限定合理性）を用いて説明する考え方が次第に支持されるようになっていく²⁹⁾。近年のこのような学問潮流に照らせば、総合政策学において制度構築を重視することには大きな意義があることが明らかといえよう。

（２）制度生成とガバナンスの成立

では、実践行動のなかで制度は果たしてどのようなメカニズムで生成するのか。またその場合、関係主体間のガバナンスはどのように成立するのか。こうした政府以外の組織（non-state institutions）に関する一般的な研究、あるいは法律や政府によらないガバナンス発生の仕組み（自生的ガバナンス）

28) これはハーバート・サイモン（Herbert Simon）によって示された概念である。

29) 青木・奥野（1996、第1章）を参照。

ス、self-enforcing governance) に関する研究は、近年幾つかの関連学問分野（経済学、法学、政治学、社会学、人類学）から活発に展開されている（Dixit 2004）。そうした研究は、新制度経済学あるいは組織論におけるひとつのサブ領域として位置づけられる（同）。

現時点での研究成果は未だきわめて少ないようにうかがわれるが、ゲーム理論を応用した経済ガバナンスに関する最近の一研究（Dixit 2004）では、現場情報（local information）を扱う個別ネットワークの集団と、それらと情報交換ネットワークを持ちつつそれらの上部にできる小さなネットワークとの二層からなる制度が自生的に生成すること（トップダウンによるよりもボトムアップによる制度生成の方が成功する可能性が大きいこと）が示唆されている。むろん、この結果を直ちに一般化したり、あるいは決定的なものと考えすることはできないが、情報の存在場所とそのコミュニケーションのあり方がシステムの安定性や有効性を左右すること、具体的にはNPO/NGOや現場など総合政策学が重視する幾つかの要素がシステムの安定性や有効性にとって重要であること、を示唆していると解釈することができるかもしれない。

2-3 政策目標に関する伝統的理解と新しい発想

総合政策学における社会プログラムの実践は、いったい何を目標にしているのか、あるいはすべきか。また、その目標が達成されたかどうかを誰が、どの時点で、どのようなやり方で評価するのか。あるいは、そもそもそれができるのか。これらの問いに十分に答えようとすれば、結局、社会が究極的に追及すべき価値とは何なのかという、難しい哲学的問題に行き着く。それに対して完全な解答を用意することは筆者の能力を越える。

そこで、ここではまず伝統的な政策目標の考え方とその特徴を整理し、次いで目標に対して一つの新しい考え方を提示しよう。そしてそれが総合政策学における目標の考え方と整合的であり、一般性を持ちうることを述べることにしたい。

一般に政策（policy）ないし施策（program）あるいは事業（project）を評価する場合、様々な側面がある。例えば、政策の組立て方や参加者の適否についての評価など、プラン自体に関する評価がある。またプランの事前評価か、あるいは事後評価か、という視点もある。さらに数量的評価か、定性的評価か、という区分も評価の客観性を問題にするときには重要になろう³⁰⁾。しかし、最も重要なのは、政策ないしプログラムによって最終的に何をもたらすことが期待されているか（政策の最終目標およびその多次元性）である。

（1）伝統的な政策目標とその特徴

公共政策（一般に社会プログラム）の目標あるいは成果を評価する場合、それがどのような領域の活動であるかによって当然差異があるが、経済政策の場合を例にとれば、伝統的に効率性（efficiency）、安定性（stability）、公平性（equity）が基準とされ、場合によってはこのほか成長（growth）も含め

30) こうした一般的な問題をはじめ政策自体の効率性評価（費用便益分析）については、例えば Rossi, Lipsey, and Freeman (2004) を参照。なお、前章（岡部 2005、注 19）で述べたとおり、同書は政策を「社会プログラム」の視点から扱っている。

て目標とされてきた。これらはいずれも、社会にとって重要な経済面での尺度であることは疑いない。また、これらは比較的定量化が容易である（関連統計が比較的よく整備されている）という面でも優れた目標といえる。

ただ、これらの目標は相互に独立性が強いとはいえ、場合によってはトレードオフ関係が現実の問題になることもある（例えば物価上昇率と失業率の間での短期フィリップス曲線で示されるトレードオフ関係が対処の難しい問題となることがある）。また、これら目標のうちどれを相対的に重視するか（ウェイトづけの問題）が難しい問題となる場合も少なくない。さらに、これらの目標は、上記のように定量化が容易であるため比較的扱い易い反面、基本的に静態的かつ一時点における尺度という性格のものである点で限界があることに留意する必要がある。

経済面に関することに限っても、実は上記以外にも重要な目標（評価基準）がいくつもある。例えば、革新（innovation）が促進されるような環境を維持、強化すること（制度整備）がその一例である。これは定量化が容易でないが、動態的かつ長期的に重要な目標である。また、単に成長（ないし経済発展）ではなく、持続性のある発展（sustainable development）こそが目標になる、とする国際社会で広く支持されている近年の考え方がいまひとつの例である。持続可能な発展とは「将来世代のニーズを満たす能力を損なわないようなかたちで現在世代のニーズを満たす」という政策目標である。従来の経済発展は、人間中心、しかも現世代を中心とする考え方であったが、それよりも対象および時間的な視野を広げ、人間以外の生物に対する責任（環境倫理）や将来世代に対する責任をも考慮する必要がある、という考え方である³¹⁾。このように、政策目標はもともと多様であるだけでなく、とくに最近は多次元にわたっており、またタイムスパンも多様になっている。このように複雑化した目標に対して、総合政策学はどのような考え方で対応しうるのであろうか。

（２）政策目標に関する新しい発想

社会構成員が全体として合意できる政策目標（伝統的表現をすれば価値判断）は、一般的な条件のもとでは論理的に設定不可能であるとされる（アローの不可能性定理³²⁾）。しかし、総合政策学の最大の特徴の一つは実践性（practicality）であり、論理審美性の追及は、それ自体望ましいと考えるものの、それが第一義的重要性を持つとは考えない。そこでは、政策目標について次のような理解がなされうるといえる。

目標の動態性と多面性

第一に、総合政策学に限ったことではないが、社会が達成すべき目標は、一時点におけるある状態の達成というよりも、本質的に社会がどのような方向に向かって動きつつあるかという方向性にあ

31) 「持続可能な発展」という用語は 1989 年の OECD のブルントラント委員会報告書においてはじめて定義されたものであり、経済、社会、環境の 3 側面を対象の柱としている。ただ、持続可能性をどのように定量化するかは、難題であるが重要な検討課題であり、現在も研究が続いている。定量化の試みについては OECD（2004）を参照。

32) 社会にとって様々な状況が選択肢として与えられている場合、その社会を構成する個々人の選好順位をもとにして社会としての選好順位を決定する手続き（規則）は、一定の一般的条件（個人の選好は全くバラバラに存在するなど）のもとでは論理的にはあり得ない、という命題。アロー（K. Arrow）が 1951 年に証明した。社会的厚生関数の存在不可能性ともいわれる。

る、と考える方が長期的にはより適切である。したがって、社会目標自体あるいは社会プログラムの達成度合も、単に一時点で静態的に評価されるべきものではなく、通時的に動態的に評価される必要がある。つまり、上記の幾つかの伝統的目標（効率性、安定性、公平性）もさることながら、一般的に言えば革新性（革新が生じる環境の維持）、持続可能性（現世代だけでなく将来世代をも含めた考慮）といった、通時性と多面性を持つ状況をより重視することが望ましい。

こうした考え方のもとで近年、途上国の開発に関しては、単に経済的厚生 of 改善を目標とするのではなく、人間の潜在能力（capabilities）の向上という目標が一層重視されている³³⁾。この目標は、個人の自由を達成すること（政治的自由、経済的自由、社会的機会の存在、透明性保証、安全確保）によって達成されるものであり、したがって従来の経済面中心の開発目標よりも一層高次の価値を目指すものである（富や収入といった経済的繁栄はその手段として位置づけられているに過ぎない）、とされている。この場合も、目標は静態的というよりもむしろ動態的要素を多分に含んでおり、また多面性を持つものである。

さらに、価値観は不変なものではなく、社会の様々な要因に反応して変化するものであることを認識する必要がある³⁴⁾。変化をもたらす要因は、例えば、豊かさの増大（自己実現や生活の質的向上重視等）、教育水準、家族制度、技術（医学・情報技術等）など数多い。こうした状況を前提にすれば、事前的に固定的な価値観をもとに社会プログラムやその結果を評価すれば、かえって社会による実体的評価と齟齬をきたす懸念があり、したがって動態的なプロセスを通じて評価を生みだしていくのが望ましいといえよう。

以上みた状況はいずれも、当然ながら厳密に定義することや定量化が困難である。しかし、それだからといって目標として失格というわけではなく、むしろそれらを概念的かつ定量的に追及していくとする積極的姿勢こそ大きな意味を持つことになる、といえよう。総合政策学が追及する目標もこうした動態的かつ多面的な性質を持つと考えることができる。

実現プロセスに大きな意義

第二に、上記第一の点から派生することであるが、総合政策学では、ある一定の最終状態の達成よりもむしろそれを実現するプロセス自体に大きな意味と価値があり、それが最終的価値をも左右する、という見方に立つ。それには二つの理由がある。

一つは、社会プログラムの実施は、必然的に多くの関係者（ステークホルダー）の相互作用を伴うので、その過程で情報の共有が進むとともに、相互理解の促進、価値観の共有化、合意形成が期待できる、あるいは交渉、妥協、そして利害調整が促進されるからである（政策形成過程における価値判断収斂の可能性）。つまり、政治過程、討論と妥協、世論の形成など各種の社会過程を通じて、民主社会における個人の選好順位にかなりの一致がもたらされる、と期待できる。その結果、長期的には説得性（persuasiveness）ないし説明可能性（アカウンタビリティ）を持つ論理ないし価値が生き残

33) ノーベル経済学賞を受賞した Sen (1999) の見解はその代表的なものである。

34) 宮川 (2002)。

ることになる。そうして生成するものは、主観性を持つとはいえ相当程度客観性も持ち合わせてくることになる。それが結局、当該社会の目標となりその社会の価値判断に転化する、と理解することができよう。その意味で、社会目標は普遍的かつ恒久不変のものというよりも、むしろ国や時代によってかなり相対的な面を持つ、というのが総合政策学における考え方といえる。

もう一つは、社会プログラムを実践する過程では、実践の累積によって最終的に何らかの慣行ないし制度が生み出される（そのことが目標ともいえる）ので、そうしてもたらされる広義の制度が社会の価値判断を反映したものとなる可能性が大きいからである。前述したように（2-2を参照）、制度とは本質的に知恵ないしノウハウを定着させたものであり、また人間が行動するうえで不確実性を削減するという機能を持つ。したがって、社会プログラムを実践する過程は、社会の価値評価を表出させる過程であり、その価値を制度構築によって定着させることを意味する。総合政策学がプロセス自体に大きな意味を見いだす理由はここにあり、また社会が求める価値観もそこから浮かび上がってくるという認識がなされる。

価値判断自由の問題と総合政策学

社会科学は価値判断から自由である必要性が大きい、という議論がマックス・ウェーバー以来わが国でも従来からなされてきた。つまり事実はどうなのかという事実判断（factual judgement）と、どのようにあるべきかという価値判断（value judgement）は峻別すべきである、という主張である³⁵⁾。伝統的なドイツ語表現をすれば、事実（Sein）と規範（Sollen）は別個のものであり、前者から後者を引き出すことはできない一方、後者を経験的に証明することもできない、というわけである。

しかし、この見方は二つの難点を含んでいる³⁶⁾。第一は、価値判断と事実判断をまったく無縁のものとするのは、まさに一つの独断にほかならないことである。価値判断は単なる感情ではなく理性と合成されたものであり、その相互によって支持されるときに、正しいものとして主張できるようになる、と考えるのが妥当である。つまり価値とは、経験的事実に対する認識が積み重ねられることによって形成される事実判断の手がかり（尺度）であり、したがって歴史的に客観化され理性化されている面がある。

第二は、ある政策（社会プログラム）がいかに最適なものであったとしても、その実現可能性が全くなければ実際的な意味はないので、有効な政策（社会プログラム）であるためには最適性と実現可能性という2つの側面からの判断が必要になることである³⁷⁾。つまり政策には、科学研究的な高い基準が求められる一方、実践可能性の面からの評価（pragmatic evaluation）も必要であり、後者にとっては必然的に価値判断が不可欠になる。総合政策学は、既述のとおり実践性が一つの特徴であり、

35) この主張は、価値判断排除、没価値性、価値自由性、価値からの自由、などとよばれ、特定の思想や政策を科学の名において主張したりすることを警告するものであった。最も古い時期のものとしては、福武（1949）がある。

36) 以下の議論は加藤・中村（1994、第2章）に依存するところが多い。

37) 学界出身で経済政策担当閣僚になった竹中平蔵氏（もと慶應義塾大学総合政策学部教授）は「どんな公共政策も政治のプロセスを経ることによってしか実現できない。実現可能性がない政策（実現させるための政治プロセスへの配慮を欠いた政策）はそれがどんなに見事なものであっても実際的な意味がない」と喝破している（日本金融学会秋季大会記念講演「わが国の金融行政の現状と課題」2004年9月11日）。

38) 社会科学が究極的に社会問題の解決を目指す以上、その研究者にとっては結局何らかの価値判断が前提とならざるを得ない（したがって価値前提を明示することが必要である）。このことは古くから例えばミュルダール（1971）によって指摘されており、現代の政策論（例えば Acocella 1998、p.17）でも継承されている。

このため研究者自身が社会プログラムの実施において一人の当事者として関与する場合も少なくなく（当事者性）、あるいはそうしたコミットメントが求められている面もある³⁸⁾。換言すれば、総合政策学においては、主体と客体が互いに呼応して変化する中で問題を発見し、解決し、デザインする「行動の知」を追及することにその核心がある（加藤 1992）、ともいえる。このため、総合政策学では価値判断からの自由は本質的に成立せず、それがコミットメントによって代替されている面があるともいえる。換言すれば、総合政策学はサイエンス（科学）という面とアート（技芸）という面の二つを併せ持っており、その点に従来の社会科学とは異なる新しさがある、といえるだろう。

3. 総合政策学の手法（1）：三側面の統合

以上で総合政策学の基本概念を説明したが、結局それは従来の意味における一つの学問分野（ディシプリン）であると位置づけるよりも、むしろ社会科学における一つの新しい方法論（methodology）と理解の方が実体に合致している。現に、総合政策学の特徴はその手法に集約され、それは「三側面を統合する（総合する）アプローチ」である、と理解することもできる。本節では、そのうちの二つの側面を中心に解説する（第三の側面は次節で扱う）。

3-1 三側面の統合

総合政策学における三側面の統合とは（1）メソッドの統合（各種研究方法の総合的利用）、（2）アクターの統合（研究者を含む多様な関係者の包含）、そして（3）プロセスの統合（対応過程の全体的把握）、を意味している。これが総合政策学の手法面における大きな特徴である。

このうち（1）は、各種学問分野の総合的な利用、および各種研究手法の総合的な利用、の両方を意味している。これらはやや立ち入って説明する必要があるので次節に回し、ここでは（2）および（3）を解説しよう。

3-2 多様な主体（アクター）の統合

総合政策学が対象とする社会プログラムの遂行においては、公共政策の場合（政策運営主体は政府であり比較的単純）とは異なり、様々に異なる立場や利害を持った複数の人々ないし組織が関与するのが特徴である。これはアクターの統合（integration of actors）といえる。つまり、単に研究者だけでなく、実務家、市民、政府関係者など研究者以外の非均質的な参加者がこの活動において関与することが多い。そしてそれら参加者相互間でのインターアクションが研究の遂行、施策の立案と実施、結果の評価等にとっていずれも重要性を持つ。したがって、これは関係者の水平的統合といってもよさそう。

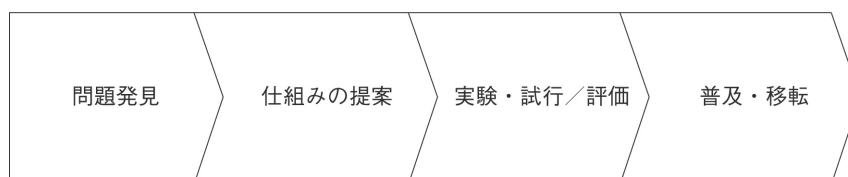
このため、そうした関与主体を全体として（つまり総合的に）把握し、そのプロセスと結末を研究することが総合政策学の中心課題になる。つまり、総合政策学では、集団的な政策形成過程の研究が一つの核心に位置している。したがって、関連する学問分野としては、コミュニケーション論、合意

形成のメカニズム、交渉力学、政策立案組織、行政などがあり、この面からの研究が一つの中心的位置を占めることになる。一方、現代の社会を理解する場合には、単に政府と民間部門という二分法モデルによるのではなく、これに NPO/NGO を加えた 3 種の構成主体をモデルとして理解すること（いわば三分法による理解）の必要性が大きくなっている（1-2（1）を参照）。アクターの統合という場合には、こうした新しい視点も含んでいる。なお、これら主体の構造的および行動的な特徴はすでに説明したとおりである（前章の岡部 2005、2-3 を参照）。

3-3 問題解決過程（プロセス）の統合

総合政策学では、問題の発見、その性質の解析、施策の構想、実行可能性の検討、提言、交渉、実施、評価、制度化、概念の洗練、という一連の時系列的プロセスを重視する。これはプロセスの統合（integration of processes）といえる。これが、統合ということの二つ目の意味である。それを図式的に示せば、図 1 のとおり、(1) 問題発見、(2) 仕組みの提案、(3) 実験試行と評価、そして (4) 制度化および普及、という大きな 4 つの段階にわけて理解できる。つまり総合政策学は、単に社会問題を発見してその性質を詳細に分析するだけでなく、政策提案、実施、評価、制度化、そして一般化という過程を全体として（総合的に）対象とするとともに、それを一貫した有機的に関連した過程として扱う点で社会科学一般と異なっている。つまり総合政策学は、問題を解決するうえで必要となる一連のプロセス全体を対象とする研究方法であり、その性格面に注目して端的に表現すれば「問題発見・解決」の社会科学といえる。こうした一連のプロセスが循環的、反復的になされることによって、問題解決に関する学問的側面（一般性の抽出ないし問題解決方法の普遍化）での成果も挙がってくることになる。

図 1 社会プログラム実施におけるプロセスの統合



こうした一連のプロセス成立を可能とするには、問題発見を可能とする感性（sense ないし sensitivity）、定性的および定量的分析手法、各種社会科学の概念やモデルによる概念的分析、構想力、交渉手法、行政的知識などが欠かせない。ものごとの本質を的確に理解するうえでは「概念化」が必要となる場合が少なくないが、その場合、概念化を映像や音楽などによって行うことも不可能ではないものの、それは基本的にことばの助けによってなされるものであり、言語によってはじめて正確な概念化が可能になる。このため総合政策学では、言語の研究も一つの重要な要素になる。

つまり、総合政策学をプロセスの統合として理解する場合にも、このように多数の学問領域を必要とするわけであり、その点で次節で述べるメソッドの統合（各種研究方法の総合的利用）と裏腹の関

係にあるといえる。

4. 総合政策学の手法 (2) : 学問領域および研究手法の統合

総合政策学とは、従来の学問的成果を「総合する」ものである、あるいは「知の再編成」である、という表現がなされることがある。しかし「総合する」あるいは「再編する」とは具体的にどういうことを意味するのか。また、従来の個別学問領域 (academic discipline) と総合政策学はどのような関係にあるのか。これらの問題は、これまで頻繁に議論されてきたものの、一般には依然として理解が混乱したままであるように思われる。ここでは、総合政策学を特徴づける3つの「統合」の一つであるメソッドの統合 (各種研究方法の総合的利用) という観点から、この問題を新しい枠組みを導入して整理することにしたい。以下 4-1 では、各種学問領域の統合的利用の意味を解説し、4-2 では、研究手法の統合の意味を明らかにし、4-3 ではその一面を具体的に述べる。

4-1 総合政策学の構造 : 各学問領域のモジュール的集合

人間社会の事象をとらえる (問題を理解し必要な対応方法を知ろうとする) うえでは、いくつかの学問領域を「総合的に」活用してそれに取り組む必要があることは間違いない。そうした学問領域としては、政治学、経済学、法律学、心理学、文化人類学、社会学、統計学、経営学、組織論、公共政策論、言語学、歴史研究、地域研究、国際関係論、など数多くある。確かに、世の中の事象ないし現場自体に学問領域が設定されているわけではない。したがって、ある学問領域の視点から事象を理解し、そうした複数の理解を重ね合わせることによって事象の本質が一層的確に理解できることになる。これは、ある時点において展望の視野を多様化するという意味での総合であり、多分野的 (multi-disciplinary) 接近ということができる。

この場合に重要なのは、総合的に活用するといっても、それは従来の学問領域をあたかもルツボに入れて混合することによってひとつの新しい社会科学を構築する、ということ意味するものではないことである。総合政策学は、そうしたことを主張するほど知的に傲慢なものではない、と筆者は考えている。諸科学を統合することは、言うは易く行いが難しである。このことは、既存の多くの学問領域の内部においてさえそうした発想は従来ほとんど満足な統合成果を挙げていないことをみても明らかであろう。では、どのような意味で「総合」なのか。それは、近年展開されつつある「モジュール」という概念³⁹⁾を利用して、総合政策学を諸科学のモジュール的集合と理解することによって解ける。

(1) モジュールという概念

大規模な機械や装置は、その機能や構造のすべてを一度に一人の人間が理解して設計・構築することは事実上不可能である。そこで、高度な機能を持つ部品を制作し、それらを組み合わせることによって大規模な機械や装置を構成する方法が採られる。モジュールとは、このような場合の大規模シス

39) 以下の「モジュール化」概念の理解はもっぱら Baldwin and Clark (2000) に依拠しており、それを総合政策学と個別学問領域の関係に応用したものである。

テムの一構成要素（部品）、あるいは幾つかの論理をまとめた複合部品（高度の機能を持つ部品）のことである。このようなモジュール（module, modularity）ないしモジュール化（modularization）という概念は、複雑なシステム（あるいはデザインないし工芸品）を構築しようとする場合、そこで必要となる特定の仕事（task）を分割する手法を提供するものであり、多くの分野において利用価値が高い概念であることが明らかになってきている⁴⁰⁾。モジュールは、次の二つを重要な性質として持つ。

第一に、各モジュールは、その内部の構造は相互間で独立している一方、機能的には共同して一つの大きな働きをすることである。したがってシステム（構築物）全体としては、構造上の独立性、および機能面での統一性、の両方の性質を併せ持つ一つのアーキテクチャ⁴¹⁾になる。

第二に、各モジュールは、その外部に対しては情報の隠し立て（information hiding：内部の情報をいちいち外部には出さない）という対応をする一方、モジュール間のインターフェイス（接続装置）⁴²⁾は一定の共通様式として固定される（これは visible information である）、という二つを同時に行うことである。

ひとたびシステム（ないし大きな問題）がこのように分割されると、複雑性は一つのモジュールの内部で処理することができる。つまり、システム全体からみれば、高度な機能を持つ部品をブラックボックスとして利用できる。一方、部品内部で創造された成果は、固定されたインターフェイスによってシステム全体に連結できるようになる。システムをこのように設計するならば、大規模な機械や装置（ここでは社会問題の理解）はそうしたモジュールの組立てによって全体を構成すること（解明すること）ができる。そして解決手段も全体に対して有効に適用できるものになる。

この場合に重要なのは、アーキテクト（モジュールの組合わせ設計者）は当初から完全な知識を持っている必要が必ずしもないことである。なぜなら、細部の不具合、曖昧さは、統合化あるいはデザインの最終テスト段階で対応でき、そこで修正を加えることによって最終的に大きな構築物を作ることができるからである。また、モジュール自体に不都合があれば別のモジュールと容易に交換可能であることも、モジュール対応の柔軟性を示すものである。つまりモジュール化においては、一方でインターフェイスを固定する（自由度を排除する）必要があるが、他方ではそれが柔軟性を高める結果をもたらしている。なお、こうしたモジュール構造は、相互接続構造ないし連続構造といわれるものとは概念的に異なるものである。

（２）各学問領域のモジュール的集合としての総合政策学

こうしたモジュール化の概念は、総合政策学における既存ディシプリンの役割にうまく適合できる。すなわち、総合政策学にとっては、個別ディシプリン（既存の各種社会科学等）をモジュールと位置づければよい。そうすれば、個別学問領域内での研究成果（隠された情報）の重要性を維持・利用で

40) 典型的には、コンピュータのハードウェア、ソフトウェアの構築において適用されるが、その他にも組織の構成、政党の政策綱領など応用範囲がきわめて広い。

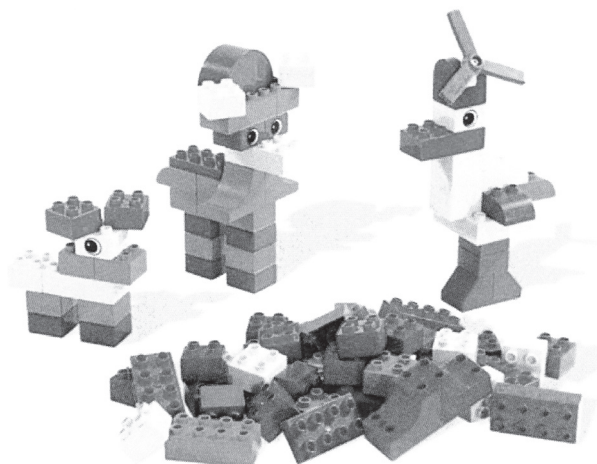
41) アーキテクチャの一般的定義は、注 26 を参照。ここではシステムを構成するうえでどのようなモジュールが必要か、各モジュールの役割は何か、を示すものを意味する。

42) 異なる機械同士、あるいは人間と機械の間（ここでは個別学問領域相互間）を媒介・接続する装置のこと。接触面。結局、インターフェイスとは、相互作用する（相互に影響しあう）部品（モジュール）間で起こりうる対立・衝突・矛盾・葛藤を解決するために事前に確立させる一つの対処方法・扱い方・方式であり、いわばモジュール間における条約のようなものと考えることができる。これは事前に設定しておく必要があり、また関係筋はそれを共通の情報セットとして承知しておく必要がある。

きる。一方、「政策含意の導出」(design of strategy or public policy)を「固定されたインターフェイス」(見える情報)とみなせばよい。そうすれば、総合政策学は「現代社会問題の解明と解決に対する諸科学のモジュール的集合」という構造をもつ研究手法である(modularized disciplinary approach)と認識できる。この場合のインターフェイス(固定化された接続面)は、政府による公共政策(public policy)、または民間主体の戦略・行動計画・方策(private strategy)などであり、いずれの分野の分析であっても、このいずれかを結論として持つことが要請されることを意味している。逆に言えば、既存ディシプリンは、この二つを満たす社会科学的研究であれば、総合政策学の母体構成要素になりうる。

従来の社会科学は、ディシプリン内での情報の隠し立て(いわゆるタコ壺化)が顕著になっており、それを大きな問題の解決につなぐ(インターフェイス)という意識が希薄であった。総合政策学を以上のように理解すれば、それはインターフェイスとして「政策」⁴³⁾あるいは組織一般の「戦略ないし戦術」⁴⁴⁾を掲げることによって、より大きなそして複雑な問題を解決してゆこうとする研究方法である、と理解することができる⁴⁵⁾。

図2 各種学問領域のモジュール集合体としての総合政策学



(出所) <http://shop.lego.com/product.asp?p=4085&d=31&t=9>

このようなモジュールの考え方は、おもちゃの「レゴ」ブロックの例に即して直感的に理解できる(図2を参照)。すなわち、単一ブロック(モジュール)の色、形状、サイズはバラバラなものでよい。しかし、どのようなブロックの場合でも、そのインターフェイスは他のブロックと接続可能な事前に設定された形状のものにしておく必要がある。このように部品を設計しておけば、最終作品(アーキテクチャ)としては、図にあるとおり、その形態、サイズ、複雑さ、色どりなど多様なものを自由に作り出すことができる。これを用いた作品(システム)には、図にあるような動物のほか、乗り物、大きな建造物(例えばエッフェル塔の模型)など色々なものを作りだすことができる。ここで重要な

43) 政策とは、通常、公共的目的のために政府等が採る方針ないし行動、つまり公共政策を意味している。

44) 戦略および戦術の意義は、前章(岡部 2005) 注 27 を参照。

45) 近年、情報通信技術(IT)とその関連産業が驚異的な発展をしている大きな原因は、情報処理のモジュール化にある(池田 2004、2005)。このことから推しても、研究面でのモジュール化(総合政策学)は大きな潜在力を秘めている。

のは、作品の姿（大きな研究テーマ）を事前に大きなイメージとして適切に描いておくことである。そうした図面作りをしておけば、それを作り出す作業手順は相当自由たりうることである。

総合政策学に引き直していえば、大きな研究テーマ（作品像）を設定する構想力がまず肝要であり、それが研究全体の成否を左右するのかもしれない。また、明確なアーキテクチャを完成させるうえで必要となる部品を新規に作り出すこと（新しいディシプリン創造）⁴⁶⁾、あるいは部品の組合せ順序や組立てに新しい方法を工夫して複雑な問題への対処を工夫すること（新しい調査方法開発）も大きな意味を持つことになるろう。

総合政策学をこのようにモジュール構造をもつシステムとして理解すれば、新しいモジュール（部品）の創造や新しいモジュール組立方式の導入は可能であり、そして望ましいことである。それによって従来見えなかった問題がみえてきたり（後出図3とその説明を参照）、あるいは既存の問題が全く異なった性質をもつ問題として認識されたり、さらには解決方法に一挙に接近できたりすることが可能になることが期待できよう⁴⁷⁾。ここで留意すべきは、モジュールの組み合わせ過程は、静的なものではなく本質的に緊張を伴うものであり、それであるからこそ新しい視点や新しい解決方法が編み出されうる点である。こうしたモジュール的理解は「インターディシプリナリ」アプローチ⁴⁸⁾あるいは「トランスディシプリナリ」アプローチ⁴⁹⁾とも異なる発想といえよう。

（3）モジュール化の利点

総合政策学の学術構造を以上のようなモジュール構造として捉えたと、そこには三つの大きな利点があることが理解できる。

第一は「専門化の利益」である。モジュール化は、複雑性を小さい単位に切り分けることによって複雑な問題への対処を従来以上に可能にする。つまり作業の中心は各モジュール内でなされる。この結果、分割されたディシプリン相互の間での相互作用を質および量の両面から削減することによって、より深い分析を可能にする。それに伴い、全体テーマの研究成果の最終的な質の向上が可能になる。

第二は「時間的同時進行の利益」である。モジュール化は、大きなデザインの各部分の作業を時間的に同時進行で行うことを可能にする。

そして第三には「不確実性対応の利益」がある。モジュール化は、システム全体が持つ不確実性をサブセット（モジュール）の中で対応することを可能にする。したがって、全体テーマ（アーキテクト）の観点、および当該モジュール以外の観点からみれば、不確実性は各モジュールのなかに取り込まれているのでわざわざ必要がないからである。この結果、各モジュール内では固定されたインターフェイスを意識するだけでよく、不要な知的資源投入を回避でき必要な研究活動に専念できる。

46) 本書第8章（深谷2005）に記載された研究はその一つの試みである。

47) 例えば、ジグソーパズルにおいて決定的に重要な一つのピースがうまくはめ込めたことにより絵のイメージが急に明確化する、あるいは幾何学の証明問題で決定的に重要な補助線が発見できて証明が完成する、ということに類似している。

48) 個別ディシプリンの範囲を超えて統一された専門用語や共通の方法論を明確に形成する行き方。前記の相互接続構造に該当する。

49) 個別学問領域を超越した接近方法。頻繁に引用される Gibbons et al. (1994) においてはこれが主張されているが、どのように「超越」するのかは必ずしも明確でない。

ここで留意しておくべき点を一つ指摘しておこう。それは、総合政策学とは従来の各種社会科学をルツボにに入れて溶解して社会問題ないし政策課題全体が扱えるような新たな大理論 (a grand theory)、あるいは全てを包含するメタ理論 (all-encompassing meta-theory) を構築することである、ないしその方向を指向すべきである、という見解についてである。こうした野心的な意見が色々な機会に表明されるものの、われわれは（少なくとも筆者は）それが可能である、ないし望ましいとする見解は採らない。上記のような意味での新しいモジュールないしモジュール組立て方法の創造、あるいは新しいアーキテクチャの創造は必要かつ望ましいと考えるが、一部論者が主張するような大理論の構築を標榜することは無謀あるいは無責任のそしりを免れないのではないだろうか。

総合政策学は、すでに述べたように現場を重視する（フィールドワークはその一形態である）。なぜなら、まず重要な情報は基本的に現場にしかないからである。また、解決すべき問題は問題としてそこに存在しているだけであり、学問分野が分割されてそこに存在するわけでないので、現場を重視することによってはじめてそこで各学問分野の統合（integration）が可能になるからである。他方、総合政策学では、従来の各学問分野の成果ないしその専門性を決して無視するのではないことは、上記の説明から明らかであろう。総合政策学の研究者にとって専門性は必要であり、それを研究者個人としてあるいは研究者集団として統合して活用することによって意味のある社会プログラムに取り組めることになる。したがって、総合政策学の教育においても、既存の学問領域の学習とその視点からの理解は、不可欠のステップの一つであるといえる。

4-2 三つの研究手法の統合（1）：帰納・演繹・推論

以上みたような「学問分野の統合」とともに、総合政策学では「研究手法の統合」も指向している。これがメソッドの統合という場合の二つ目の意味である。社会における各種の問題ないし課題を発見し、それを解決するには、その問題なり課題を深いところから本質的に、そして論理的な理解をすることがすべての出発点になる。ここでは、論理を展開する場合の3つの代表的な方法である帰納的方法（induction）、演繹的方法（deduction）、螺旋的論理展開方法（abduction）を説明し⁵⁰⁾、総合政策学では、これら三手法の統合を指向していることを述べる。

（1）帰納的方法

帰納的方法とは、いくつかの具体的事実あるいは現実のデータをもとにして、それらに共通する法則性ないし一般的命題を導き出す研究方法である。特殊（の累積）から一般を推論することであり、したがって経験主義の方法といえる。これは、社会科学における最も基本的な行き方であり、各種の実証研究がここに含まれる。

そのもとになるのは、観察、実験、試行など個々の具体的なことからや各種の定量的・定性的データである。したがって、フィールドワーク（現地調査）はその一つの重要な手段になる。一方、各種

50) 社会現象を理解するうえで一般的には（英語では語呂合わせもあって）これら3つの方法が挙げられることが多い。科学的認識は、これら3段階をスパイラルにたどることで真理が探求されるとされる。例えば、野中・紺野（2003）。

データの統計的解析は、きわめて強力な帰納的方法として活用できる。近年、統計手法の高度化、精緻化が著しく進展している。一方、コンピュータ能力の飛躍的向上と統計解析ソフトウェアの利用簡便化が相まって、誰でも簡単に高度な統計的分析が可能になっている。統計分析をもとに各種の社会現象を定量的根拠を伴って理解することはきわめて魅力的であり、また主張も説得的なものとなる。何も総合政策学に限らず、この利便性を十分活用すべきであることは論を俟たない。ただ、各種統計（とくに数量データ）の解析が簡便化し誰でも簡単に高度な統計学的処理が可能になっているため、ともすればその作業の本来の意味と限界を十分に意識せず、不適切な結論を導くケースも少なくないようにうかがわれる。ここでは、そのうち比較的一般的な二つの留意点について言及しておきたい。

一つは、相関関係（correlation）と因果関係（causality）は同一のことではないので、両者を区別して扱わなければならないことである。ある事項（変数）と別の事項（変数）の間に相関関係（correlation）がみられることが多い。しかし、統計的に相関関係があることが示されていても、それをもって因果関係にある（一つの要因が原因となってもう一つの要因が結果として生じている）とは必ずしもいえない。例えば、日本の人口に占める高齢者（65歳以上）の比率と円相場（円/ドル）のここ20年間における相関計数を計算すると、明らかに大きな相関関係が認められる⁵¹⁾。しかし、このことをもって「高齢化→円高化」という因果関係があると結論づけることができないのは明らかである。見せかけの関係か、それとも真の因果関係か（相関関係と因果関係の非同一性）は常に意識して識別する必要がある。それに関して適切な判断を行うには、それにふさわしい統計的手法⁵²⁾の適用を検討するとか、理論的な考察も併せて行う、などの対応が必要である。

いま一つの注意点は、統計分析（回帰分析）における計測式の統計的有意性（statistical significance）と社会科学的有意性（social-scientific significance）は同一のことではないので、両者を区別しなければならないことである。やや技術的なことではあるが、計量分析において中心的手法となっている回帰方程式（ある被説明変数を幾つかの説明変数によって説明することを意図した方程式）の計測においては、たいていの場合、説明変数のパラメーター（推計係数）の符号（正負）とその統計的有意性（ t 統計量の大小）のみに議論が集中しており、係数値の大きさや計測式の社会科学的意味に関する議論がないがしろにされていることが実際には相当多い（McCloskey and Ziliak, 1996）。この傾向は、社会科学の研究一般について、そして国際的にみられることである（同）が、実証分析を行う場合には本来の目的を常に意識することの重要性を喚起しているといえる。

（2）演繹的方法

上記の帰納的方法とは逆に、普遍的命題から特殊命題を導きだすこと、あるいは一般性の高い枠組みを用いることによって個別具体的なケースを説明する手法がある。これが演繹的研究方法である。論理

51) 1984年-2003年の20年間について両統計（年次データ）の間の相関係数（-1と+1の間の値をとる）を計算すると-0.600と相当大きな負の相関関係にあることがわかる。円相場はその値が小さくなると円高化を意味するので、相関係数がマイナスであることは高齢化が円高化と相関関係にあることを意味する。

52) 例えばグレンジャー因果関係テストはそれを検定する手法の一つである。

53) 「AならばBである。BならばCである。したがってAならばCである。」という論理展開のこと。直接関係のなかったAとCがこのようにして論理的に結びつけられる点に特徴がある。

学における三段論法⁵³⁾がその代表例である。社会科学に則していえば、理論を用いて現実（個別特殊なことがら）を説明する方法、といえる。これは応用研究といえる。こうしたアプローチによって現実の理解が深まることは明らかであろう。なお、これに対して、理論自体の構成を試みる研究、あるいは理論相互間の脈絡付けを試みる研究は、ともに理論研究といえることができる（以下の（4）で述べる）。

（3）螺旋的論理展開方法

第三の方法は、上記の帰納的方法と演繹的方法を相互循環的に用いる方法であり、このため螺旋的論理展開方法（アブダクション）といえることができる⁵⁴⁾。例えば、ある現象を説明するために仮説を立て、それが演繹的、帰納的に確認されるかどうかを問いただしていき、そしてその仮説が確認できなければ新たな別仮説ないし発想で同様に進めてゆき、そうした過程を継続することによってある現象がうまく説明できる仮説（理論）を最終的に獲得する、というのがこの方法による一つの行き方である。より一般的には、異質なものの同士を組み合わせる新たな知見を得る行き方も、この方法の一つとみなされることがある。

この方法は、上記二つの方法とは対照的に動態的な方法であり、事象の背後にある因果関係やメカニズムを把握することに適している。

上記三つの方法はそれぞれ重要であるが、とくに螺旋的論理展開方法は、帰納・演繹の両者を含むうえ、常に新しい発想を求める点で総合政策学が援用すべき手法といえる。そこで、なぜ総合政策学において新しい発想が重要なのかを具体的にみてみよう。

（4）新しいコンテキストの発見

総合政策学における重要な最初のステップは、従来の視点（メガネ）では見えない問題を前述した独自の方法論をもちいて明確化することにある。そのためには、ことがらを新しいコンテキスト（脈絡、ことがらの相互関係、意味を与えることができる環境）で評価する、あるいは新しい視点から見る、という姿勢が大切になる。新しい視点（メガネあるいはコンテキスト）から見れば、従来見えなかったものが見えてくる。あるいは、一見無関係と思われていたことがつながったものになる。

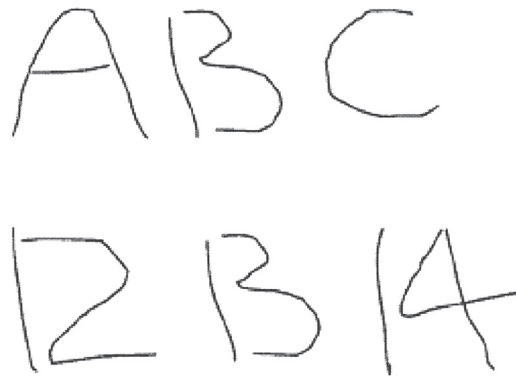
このことを図3によって確認しよう⁵⁵⁾。この図の中央には、縦に二つ曖昧な図形が描かれている（この二つは全く同じ図形である）。ところが、これが上のような文字の文脈において観察されると文字（アルファベットのB）として認識されるが、下のように数字が連なる文脈において観察されると数字（数字の13）として認識される。全く同じ図形でありながら、脈絡が異なれば、まったく異なるものとして認識されるのは実に興味深いことである。

一般的にいえば、予想（それが意識的なものであるか無意識的なものであるかを問わない）あるいは観察者が持つ認識の枠組みは、対象事項がどのようなものとして認識されるかに大きな影響を与える。同一のことがらでも、どのようなコンテキスト（脈絡、前後関係）で理解するかによって全く異

54) この方法の日本語名称には、アブダクション、仮説推論、遡行推論などが当てられており一定しないが、本稿ではその内容を明確に表現するため螺旋的論理展開方法ということにしたい。

55) この図は、カーネマン教授（プリンストン大学）がノーベル経済学賞受賞講演（Kahneman 2003）で用いたものである。

図3 認識における文脈効果



(出所) Kahneman (2003) 第4図。

なったものとして認識されるわけである。これを、認識における文脈効果あるいは文脈依存性(context dependency) とよんでおこう。

その一例として、人口高齢化の問題を採り上げてみよう。通常議論されるのは、高齢化に伴って年金支給額が累増するので、政府の年金収支が破綻する、あるいは若年労働者に対して不公平かつ過重な負担を強いる（彼らは年金保険支払総額を生涯取り戻せない）など「問題」ばかりであるかのような印象を受ける。しかし、これとは別の視点に立てば、高齢者は人生経験が豊かで一般に良い判断力を備えており、また高い技能を持つという「社会的資源」の観点（コンテキスト）から同一の実体を理解することも可能である。後者の視点を採れば、高齢化社会は、子供や若年層が比較的多い社会よりも「豊かな」社会であり、したがってその豊かさをどう活用するかという、いわば贅沢な政策課題が表に出ることになる。

総合政策学では「問題発見」が重要であるが、それは存在する現実をどのような新しいコンテキストで理解するかという新視点提供力と一体化している。したがって、新しいコンテキストを準備する力量が、総合政策学の研究者の資格要件の一つになる。新しいコンテキストを適用することによって問題を問題として浮かび上がらせるだけでなく、問題解決にとって最も適切な処方せんを得るためにも新しいコンテキストを創出する必要がある。総合政策学においては、コンテキストを作り出す力を養成することが重要である。そのための方法として、一つは直感を磨くことにあるが、直感をより鋭敏かつ的確なものとするうえでは幅広い素養と感性を身に付けることが欠かせない。したがって、総合政策学の教育においては、単に各種の社会科学や技法だけでなく人文学的素養や美的感覚の涵養も不可欠である。

4-3 三つの研究手法の統合（2）：スリー「ワーク」アプローチ

総合政策学における「研究手法の統合」を特徴づける場合、近年われわれは「スリー“ワーク”アプローチ」という表現をすることがある。それは、内容的に前節における整理と多少重複する面をもつが、ここではこの表現で表わされる視点から整理してみる。

総合政策学を推進する場合には、できるだけ多様な研究手段を利用すべきであると考え。その

56) これは、幾分語呂合わせを伴っている！

場合、とくに重要なのはフィールドワーク (field work)、ネットワーク (network)、フレームワーク (framework) の3種の「ワーク」である、というのがスリー “ワーク” アプローチ (three “work” approach) の意味である⁵⁶⁾。

フィールドワーク、ネットワーク、フレームワーク

まずフィールドワークとは、実地調査である。本源的情報は現場にある（現場にしかない）以上、実地調査を重視する必要性が大きい。これは、すでに繰り返し述べた通り現場主義の思想といえる。現場情報ないし個別（ミクロ）的観察事実には、当然多くのノイズ（意味の乏しい情報）が含まれるが、状況を理解するための要点が集中的にそして拡大して示されている可能性も大きい。このため、フィールドワークは状況理解と研究にとって欠かせない。また、実現可能性の高い社会プログラムを策定し、実施するうえでもそれは貴重な情報を与える⁵⁷⁾。

つぎにネットワークは、物理的ネットワークを指す。それにはインターネット、そして人的ネットワークが含まれる。インターネットは情報の検索、研究者間の通信など研究の推進にとっていかに重要かは自明であろう。また、研究や社会プログラムの推進において人的ネットワークの果たす役割の重要性も説明を要しまい。

そしてフレームワークは、ものごとを理解する枠組みである。理論あるいはモデルといってもよい。総合政策学が単なる調査ではなく研究・学問である以上、社会問題に対して一定の枠組みをもった理解、ないし理解のための新しい枠組みの構築が要請される。そうした枠組みは、従来の各種学問分野の成果を十分に利用できるし、またそうすべきである（この点はすでに4-1で詳細に論じた）。そして必要に応じて新しい枠組みを構築するのが望ましい。その場合、モデル (model) を用いた理解が重要であることをここでは強調しておきたい。

モデルとは、第一義的には実物の模型、ひな形、縮図などを意味するが、研究という文脈では、直接把握しにくい事象を図式化して表わす模型のこと（構造の表現）である。モデルには、数学的に表現されるモデル、概念の組合わせによって表現されるモデル、記号で表現されるモデルなどの種類がある。いずれの場合でも、本質的要素を取りだして、ものごとの仕組み、働き、メカニズムを明らかにすることが意図されている。総合政策学では、扱う対象や関与するアクターが多様かつ複雑であるだけに、モデル化して思考することがとりわけ重要である。そうした理解がしっかりしていなければ、施策の策定や実践において効果的な結果を得ることは期待できない。

なお、近年、社会でみられる多くの現象を戦略的状況として理解し、ゲーム理論を応用する「モデル」化が隆盛をきわめている。確かに、これによって新たな理解が可能になることも少なくないが、それはあくまで一つの理解の仕方であり、そうしたモデル化による理解には限界があることにも留意が必要である⁵⁸⁾。

57) とりわけヒューマンセキュリティの研究では、本書第4章（梅垣2005）で述べられているとおり、こうした意味においてフィールドワークが重要となる。

58) ゲーム理論は基本的に個人の自己利益最大化を行動前提として組み立てられている。このため、総合政策学において重視する意思決定に際しての他者とのコミュニケーションの役割、あるいは制度の本質的機能などが現在のところなお十分に照射されているとはいえないように思われる。こうした留意すべき点の詳細は竹田(2004)を参照。また、最近応用が拡大しているインセンティブ理論についても、これと類似した特徴と問題がある。

5. 総合政策学の位置づけと今後の課題

(1) 総合政策学の位置づけ

以上、総合政策学の姿を様々な観点から述べたが、それをより高い視点から従来の社会科学一般と対比すると、表2のようにまとめることができる。

まず、研究の動機をみると、従来の社会科学は一般に学術的な真理追求にあるのに対して、総合政策学は社会における問題ないし課題の発見とその解決にある。

このため総合政策学の場合、研究への参加者は、狭義の研究者にとどまらず、国内外の政府・企業・NPO/NGO・国際機関・市民グループなど多様なアクターが参画すること（非均質的であること）が特徴である。その意味で開放的な構造をもつ。したがって、研究の態様も、研究者同士のほか多様な参加者間のコラボレーションが重要になり、知識生産の拠点は研究施設外にも分散する場合が多い。

総合政策学のいま一つの特徴は実践性である。つまり研究プロセスとして社会的実践を一つの重要かつ不可欠の要素として含んでおり、実践との緊密な相互作用によって研究の発展・深化が可能になるとともに、実践の効果を増強することが可能になる、と考える。従来の社会科学ではデタッチメント（距離を置いて見ること）が基本であり、政策提言が最終的結論として述べられるに止まる（それが無いケースも少なくない）のに対して、総合政策学では施策を提言するだけでなく、参加（コミットメント）あるいは関与を通して問題解決に向かって協働することが特徴的である。

総合政策学における研究手段としては、物理的ネットワーク（インターネット・人的ネットワーク）、フィールドワーク（実地調査、現場主義）、フレームワーク（新概念の構築等）がいずれも同等の重要性を持つ（スリー「ワーク」アプローチ）。とくにインターネットは、研究の手段としてフルに活用されるだけでなく、その発達をもたらす広範な社会的インパクトが総合政策学的主要な研究対象になっているのが特徴的である。ただ、総合政策学が単なる実体調査にとどまらず、研究・学問である以上、従来の科学的営為と同様、一定の枠組みをもった理解ないし新しい枠組みの構築が要請されること（フレームワークの重視）もここで強調しておく必要がある。

また、総合政策学では問題解決が出発点であり、問題の性質を解明するうえで必要な研究分野・手法を選択的に活用する、という発想を基本としているので、問題主導的接近（issue-driven approach）といえる。これが基本的動機であり、研究活動全ての出発点である。他の特徴はすべてこれから導かれることがらともいえる。これに対して、従来の社会科学は手法主導的接近（method-driven or discipline-driven approach）と理解できよう。

従来明確に指摘されることが少なかった点であるが、研究成果の評価についていえば、総合政策学では必然的に多次的なものとなる。従来の学問分野の場合、その成果は査読付き専門誌（ジャーナル）に何編の論文が掲載されたかで評価される場合が多く、したがって数字の大小で表現できるので比較的客観的かつ単純である。これに対して総合政策学では、分析のほか、活動、実践、プロセスの進行といった一連の活動自体にも大きな意味がある（理論的エレガンスだけを直接目標にするわけではない）ので、単に論文の数で評価することは馴染まず、その評価基準は、分析のほか、問題解決に

表 2 総合政策学の基本的性格と特徴

	従来の社会科学	総合政策学
研究動機	・ 学術的な真理追及。	・ 現代社会の問題ないし課題の発見とその解決。
研究参加者	・ 基本的には研究者。異分野の研究者を含む場合もあるが参加者は均質的。	・ 研究参加は広範囲。多数分野の研究者を含むだけでなく、国内外の政府・企業・NPO・国際機関など多様なアクターが参画。非均質的（多様性）。研究参加は開放的、そして協働的。
研究の態様	・ 個人研究または研究者同士の共同研究。 ・ 知識生産は基本的に研究施設内で実施。	・ 研究者同士のほか多様な参加者間コラボレーションが重要。 ・ 知識生産の拠点は研究施設外にも分散。
実践性	・ 社会的実践（practice）を必ずしも含まない。	・ 社会的実践は一つの重要かつ不可欠の要素。実践ないし実証実験との緊密な相互作用によって研究の発展・深化、そして実践の効果増強が可能。
研究手段	・ フレームワーク（概念）がとくに重要。 ・ ネットワーク（人的ネットワークならびに情報ネットワーク）も重要であるが、フィールドワークの重要性は研究分野次第。	・ ネットワーク（インターネット・人的ネットワーク）、フィールドワーク（現地調査）、フレームワーク（新概念の構築等）はいずれも同等の重要性。 ・ 新しい調査・研究手法（とくにインターネット利用）の開発も重要。
研究方法	・ ディシプリン（個別学問領域）の内的論理によって研究の方向や進め方を決定（discipline-driven）。	・ 問題解決が出发点であり問題の性質を解明し解決するうえで必要な研究分野・手法を選択（issue-driven）。
個別学問領域との関係	・ 個別ディシプリンが基礎であり、そのアイデンティティ（disciplinary identities）が重要。	・ 個別ディシプリン（既存の各種社会科学等）は、それを母体として活用するので重要。ただし、それは利用可能性（問題の解析、政策・戦略・行動プランの導出）がある限りにおいてそうであり、そのディシプリンとしてのアイデンティティは重視されない。 ・ 各種ディシプリンは、そのインターフェイスを固定する（政策的ないし戦略的含意の導出を必須化する）かたちで「モジュール化」させて基本的研究手段として活用。これにより分業の利益、専門化の利益を享受可能。 ・ これは「インターディシプリナリ」あるいは「トランスディシプリナリ」とも異なる発想。
研究成果の評価	・ 完成度の高さ（洗練性・一般性）。 ・ 研究者相互間（学会）評価が中心。比較的容易。 ・ 研究分野毎に学会が存在。	・ 多次的（有効性・実現可能性・効率性・一般性）。 ・ 社会的な評価やアカウンタビリティが重要。 ・ 総合政策学会を設立する必要性。

（注）総合政策学 COE メンバーとの議論のほか、Gibbons et al. (1994)、Baldwin and Clark (2000) などを利用して筆者が作成。

としての施策の有効性、実現可能性、効率性、一般性等も含まれるといえよう。

(2) 今後の課題

以上みたように、総合政策学ではその手法、対象領域、関与主体等が多様であり、このためその学問としての全体的な性格を単純化することは本質的に難しい。ただ、一方で社会問題の解決にとってこのような接近方法の有効性が多くの事例から確証されるとともにその有効性を一層高めること、そして他方でこれが社会科学の一分野として学問的に次第に洗練されてゆくこと、が強く期待される。ここでは、そのための大きな課題を幾つか指摘しておきたい。

ガバナンス成立と制度生成に関する研究

第一に、多様な主体間でのガバナンス成立と制度生成に関する研究を深化させることが大きな研究課題といえる。民間営利主体に焦点を当てたガバナンス研究は、価格メカニズムの研究（市場均衡の存在・安定性・最適性等）にほかならず、これは歴史が古い。しかし、NPO（非営利組織）あるいはより一般的に政府以外の組織（non-state institutions）に関しては、その行動原理をはじめ、行動成果やその評価など、基礎的な諸側面に関する研究がやっと出始めた程度であり⁵⁹⁾、今後理論的にも実証的にも解明されるべき課題は多い。また、民間営利主体とNPOの両方を考慮した場合、法律や政府によらないガバナンスが果たしてどのように発生するのか（自生的ガバナンス、self-enforcing governance）に関する研究も、重要かつ興味深い分野といえる。さらに、これに政府部門を加えた一般的な場合にはどのようなメカニズムでガバナンスが成立すると考えられるのか。その一般論の構築は難題であろうが、政治経済学的あるいはゲーム理論的な接近が可能かもしれない。

それらの理論的理解においては、おそらく従来の単純化された尺度ないし行動基準（価格、自己利益、インセンティブ等）だけでなく、それ以外の各種要素（例えば信頼性、名声、対話、交渉等）が大きな役割を持つことが予想される。それだけに理論化が困難であるが、逆にいえば挑戦しがいのある課題といえよう。総合政策学が端的にはガバナンスの研究である以上、これらの大きな研究課題も射程に入れておく必要があるだろう。

また、そうしたガバナンスの成立は、直接あるいは間接的にどのような慣行や制度を生み出す可能性があるだろうか。そのメカニズムや生成する制度の性質については、筆者の知見による限りまだ研究がほとんどなく、大半のことがらは今後の研究課題として残されているように見受けられる。

公共部門の機能と組織についての再検討

第二に、中央政府など公共部門の機能とその組織のあり方について再検討が必要である。公共政策は、情報環境の変化等にともない、もはや伝統的な政治学的あるいは行政学的な発想による理解には大きな限界があり、また政策手法も変革が迫られている⁶⁰⁾。したがって（1）NPOの役割増大を含

59) 第1章（岡部2005、2-3）を参照。

60) 第1章（岡部2005、3節）を参照。

めたあたらしい環境における公共政策の役割を明確化すること、(2) 公共部門の情報収集、政策決定の仕組み、政策効果の評価方法などに関して、政府、民間営利セクター（動機整合的行動）、民間非営利セクターの相互依存関係を前提にして行政組織を再設計すること、などが研究課題であろう。

社会プログラムの成果評価指標の開発

第三に、社会問題の解決が公共政策だけによって満足になされるとはいえず「社会プログラム」の実施によってなされる必要が大きくなっている以上、社会プログラムの成果をどの時点で、誰が、どのように評価するか、が当然大きな課題となる。そうした評価に際しては、単に静態的な評価指標によるのではなく動態的尺度が必要であること、評価基準（価値尺度）は社会プログラムが構成されてゆく過程で収斂して浮かび上がる可能性が大きいこと、などを本文で指摘した（2-3を参照）。しかし、それを満たすものとしてどのような一般性のある指標がありうるか（例えば説得力とか説明力といっても具体的には何か）、そうした指標は単数か複数か、そしてその定量的な把握は可能か否か、などより具体的な提案が不可欠であり、このためこれらの評価指標の開発が求められる。

幅広い適用による有効性の検証

第四に、総合政策学の手法を一層幅広い対象に適用することによって、手法の有効性を検証し確認することが必要である。われわれがこれまでに実施したのは、もっぱらヒューマンセキュリティに関する問題群の一部に対してだけである。しかし、総合政策学の手法は、現代社会を特徴づける様々な問題に対して大きな有効性を発揮できるはずである（例えばIT革新に伴う各種の問題、環境問題等）。そうした問題群への適用ないし実践が累積してゆけば、この手法の有効性は一層確固たるものとなる。多くの研究者がこれに乗りだされんことをわれわれは強く期待している。

総合政策学会の設立

第五に、上記のようにして有効性が確認される総合政策学を今後普及させること、そしてそのために総合政策学会を設立することが課題である。日本の大学において「総合政策学部」という学部名は慶應義塾大学によって1990年にはじめて導入され、それ以降急速に広がり現在では約20前後の大学にそれが見られる。しかし、総合政策学という接近方法への理解は、大学あるいは研究者ごとに依然として相当大きく異なっており、それをより有効なものとして発展させ洗練してゆくことが必要である。そのためには、例えば、総合政策学の業績は従来の社会科学の場合とは相当異なること（5（1）を参照）から、その業績の認定を従来とは異なる基準ないしシステムによって行う必要がある⁶¹⁾。そのためには、総合政策学専門誌（ジャーナル）の発刊、総合政策学会の創設などが課題である。

61) 本書第3章（國領2005、5-2）は新しい評価システムの立上げを提案している。

参考文献

- 青木昌彦・奥野正寛（編著）（1996）『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- 浅子和美（2000）『マクロ安定化政策と日本経済』岩波書店。
- 天野明弘（1997）『環境との共生をめざす総合政策・入門』有斐閣。
- 池田信夫（1997）『情報通信革命と日本企業』NTT 出版。
- 池田信夫（2004）「情報通信産業のアーキテクチャについての研究」慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科博士論文。
- 池田信夫（2005）『情報技術と組織のアーキテクチャ：モジュール化の経済学』NTT 出版。
- 梅垣理郎（2005）「ヒューマンセキュリティと総合政策学」本書に第4章として所収。
- 大江守之（2005）「はじめに」本書の序文。
- 大江守之・平高史也（2005）「問題解決実践と総合政策学」本書に第5章として所収。
- 岡部光明（2003）「金融市場の世界的統合と政策運営 - 総合政策学の視点から -」慶應義塾大学大学院 21 世紀 COE プログラム、総合政策学ワーキングペーパーシリーズ、第9号、12月。
<<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/index.html>>
- 岡部光明（2005）「総合政策学の確立に向けて（1）：伝統的「政策」から社会プログラムへ」本書に第1章として所収。総合政策学ワーキングペーパー第76号、慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/index.html>>
- 加藤寛（1992）『慶應湘南藤沢キャンパスの挑戦：きみたちは未来からの留学生』東洋経済新報社。
- 加藤寛・中村まづる（1994）『総合政策学への招待』有斐閣。
- 國領二郎（2005）「ネットワークと総合政策学」本書に第3章として所収。総合政策学ワーキングペーパー第78号、慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/index.html>>
- 小島朋之・岡部光明（2003）「総合政策学とは何か」総合政策学ワーキングペーパー第1号、慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科。<<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/index.html>>
- 小島朋之・巖網林（2005）「総合政策学による環境ガバナンスの実践—東アジアにおける環境問題と国際政策協調スキームの構築—」本書に第6章として所収。総合政策学ワーキングペーパー第79号、慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/index.html>>
- 白井早由里（2005）「開発援助政策のマクロ経済学と制度アプローチの融合—総合政策学によるメソッドの提案」本書に第7章として所収。総合政策学ワーキングペーパー第80号、慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/index.html>>
- 総合政策学 COE [慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス 21 世紀 COE プログラム]（2004）「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点—ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して—」（紹介冊子）。

竹田茂夫 (2004) 『ゲーム理論を読みとく—戦略的理性の批判』 ちくま新書。

野中郁次郎・紺野登 (2003) 『知識創造の方法論：ナレッジワーカーの作法』 東洋経済新報社。

深谷昌弘 (2005) 「社会認識の新しい手法開発 (仮題)」 本書に第 9 章として所収。

福澤諭吉 (2002) 『福澤諭吉著作集 第 3 巻 学問のすゝめ』 慶應義塾大学出版会。

福武直 (1949) 『社会科学と価値判断』 春秋社。

ミュルダール、G. (1971) 『社会科学と価値判断』 丸尾直美訳、竹内書店新社。

宮川公男 (2002) 『政策科学入門』 第 2 版、東洋経済新報社。

森平爽一郎・小暮厚之 (2005) 「増大するリスクとその対応 (仮題)」 本書に第 8 章として所収。

Acocella, Nicola (1998) The Foundations of Economic Policy: Values and Techniques, Cambridge University Press.

Baldwin, Carliss Y., and Clark, Kim B. (2000) Design Rules: The Power of Modularity, MIT Press.

Dixit, Avinash K. (2004) Lawlessness and Economics, Princeton University Press.

Gibbons, Michael, et al. (1994) The New Production of Knowledge - The Dynamics of Science and Research in Contemporary Societies, SAGE Publications. (ギボンズ、マイケル (編著) 「現代社会と知の創造—モード論とは何か」 小林信一監訳、1997 年、丸善)。

Kahneman, Daniel (2003) “Maps of bounded rationality: Psychology for behavioral economics,” American Economic Review, 93 (5) , December.

McCloskey, Deirdre N., and Ziliak, Stephen (1996) “The standard error of regression,” Journal of Economic Perspectives 34 (1) , pp.97-114.

OECD (2004) Measuring Sustainable Development; Integrated Economic, Environmental and Social Frameworks, Paris .

Rossi, Peter H., Mark W. Lipsey, and Howard E. Freeman (2004) , Evaluation: A Systematic Approach, seventh edition, SAGE Publications.

Schumpeter, Joseph A. (1911) , The Theory of Economic Development: An Inquiry into Profits, Capital, Credit, Interest, and the Business Cycle, New Brunswick and London: Transaction Books.

Sen, Amartya (1999) Development as Freedom, New York: Anchor Books.

The World Bank (2004) Social Development in World Bank Operations: Results and Way Forward, Social Development Papers, Discussion Draft, 12 February.

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧*

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
1	小島朋之 岡部光明	総合政策学とは何か	2003 年 11 月
2	Michio Umegaki	Human Security: Some Conceptual Issues for Policy Research	November 2003
3	藤井多希子 大江守之	東京圏郊外における高齢化と世代交代 —高齢者の安定居住に関する基礎的研究—	2003 年 11 月
4	森平爽一郎	イベントリスクに対するデリバティブズ契約	2003 年 11 月
5	香川敏幸 市川 顕	自然災害と地方政府のガバナンス ～ 1997 年オーデル川大洪水の事例～	2003 年 12 月
6	巖 網林 松崎 彩 嶋原美可子	地域エコシステムのマッピングとエコシステム サービスの評価 —地域環境ガバナンスのための GIS ツールの適用—	2003 年 12 月
7	早見 均 和気洋子 吉岡完治 小島朋之	瀋陽市康平県における CDM（クリーン・デベロ プメント・メカニズム）の可能性と実践：ヒュー マンセキュリティに向けた日中政策協調の試み	2003 年 12 月
8	白井早由里	欧州の通貨統合と金融・財政政策の収斂 —ヒューマンセキュリティと政策対応—	2003 年 12 月
9	岡部光明	金融市場の世界的統合と政策運営 —総合政策学の視点から—	2003 年 12 月
10	駒井正晶	PFI 事業の事業者選定における価格と質の評価方 法への総合政策学的接近	2003 年 12 月
11	小暮厚之	生命表とノンパラメトリック回帰分析 —我が国生保標準生命表における補整の考察—	2004 年 1 月
12	Lynn Thiesmeyer	Human Insecurity and Development Policy in Asia: Land, Food, Work and HIV in Rural Communities in Thailand	January 2004
13	中野 諭 鄭 雨宗 王 雪萍	北東アジアにおけるヒューマンセキュリティを めぐる多国間政策協調の試み：日中韓三国間の CDM プロジェクトの可能性	2004 年 1 月

* 各ワーキングペーパーは、当 COE プログラムのウェブサイトに掲載されており、そこから PDF 形式で全文ダウンロード可能である。ワーキングペーパー冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい (coe2-sec@sfc.keio.ac.jp)。また当プログラムに様々なかたちで関係する研究者は、その研究成果を積極的に投稿されんことを期待する（原稿ファイルの送信先：coe2-wp@sfc.keio.ac.jp）。なお、論文の執筆ならびに投稿の要領は、当プログラムのウェブサイトに掲載されている。

当プログラムのウェブサイト <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>>

14	吉岡完治 小島朋之 中野 諭 早見 均 桜本 光 和気洋子	瀋陽市康平県における植林活動の実践： ヒューマンセキュリティの日中政策協調	2004 年 2 月
15	Yoshika Sekine, Zhi-Ming YANG and Xue-Ping WANG	Air Quality Watch in Inland China for Human Security	February 2004
16	Patcharawalai Wongboonsin	Human Security and Transnational Migration: The Case in Thailand	February 2004
17	Mitsuaki Okabe	The Financial System and Corporate Governance in Japan	February 2004
18	Isao Yanagimachi	Chaebol Reform and Corporate Governance in Korea	February 2004
19	小川美香子 梅嶋真樹 國領二郎	コンシューマー・エンパワーメント技術 としての RFID —日本におけるその展開—	2004 年 2 月
20	林 幹人 國領二郎	オープンソース・ソフトウェアの開発メカニズム —基幹技術開示によるヒューマンセキュリティ—	2004 年 2 月
21	杉原 亨 國領二郎	学生能力を可視化させる新しい指標開発 —経過報告—	2004 年 2 月
22	秋山美紀	診療情報の電子化、情報共有と個人情報保護に ついての考察—ヒューマンセキュリティを実現 する制度設計に向けて—	2004 年 3 月
23	飯盛義徳	地域活性化におけるエージェントの役割 —B2B システムによる関係仲介とヒューマン セキュリティ—	2004 年 3 月
24	山本悠介 中野 諭 小島朋之 吉岡完治	太陽光発電のユーザーコストと CO ₂ 削減効果： 大学におけるヒューマンセキュリティへの具体的 取組みに向けて	2004 年 3 月
25	Jae Edmonds	Implications of a Technology Strategy to Address Climate Change for the Evolution of Global Trade and Investment	March 2004
26	Bernd Meyerab Christian Lutza Marc Ingo Woltera	Economic Growth of the EU and Asia. A First Forecast with the Global Econometric Model GINFORS	March 2004
27	Wei Zhihong	Economic Development and Energy Issues in China	March 2004
28	Yoginder K. Alagh	Common Futures and Politics	March 2004

29	Guifen Pei Sayuri Shirai	China's Financial Industry and Asset Management Companies—Problems and Challenges—	April 2004
30	Kinnosuke Yagi	Decentralization in Japan	April 2004
31	Sayuri Shirai	An Overview of the Growing Local Government Fiscal Problems in Japan	April 2004
32	Sayuri Shirai	The Role of the Local Allocation Tax and Reform Agenda in Japan—Implication to Developing Countries—	April 2004
33	山本 聡 白井早由里	経済安定の基盤としての地方自治体の財源問題—地方交付税のフライペーパー効果とその実証分析—	2004 年 4 月
34	岡部光明 藤井 恵	日本企業のガバナンス構造と経営効率性—実証研究—	2004 年 4 月
35	須子善彦 國領二郎 村井 純	知人関係を用いたプライバシー保護型マッチングシステムの研究	2004 年 4 月
36	渡部厚志	「移動の村」での生活史：「人間の安全」としての移動研究試論	2004 年 4 月
37	巖 網林	自然資本の運用による環境保全と社会発展のためのフレームワークの構築—チンハイ・チベット高原を事例として—	2004 年 4 月
38	榊原清則	知的メンテナンス・システムの構築をめざすアメリカの産学官連携プロジェクト	2004 年 5 月
39	白井早由里 唐 成	中国の人民元の切り上げについて—切り上げ効果の検証と政策提言—	2004 年 5 月
40	草野 厚 岡本岳大	対中国 ODA に関するメディア報道の分析—新聞報道の比較を中心に—	2004 年 5 月
41	草野 厚 近藤 匡	政策決定過程におけるマスメディアの機能—イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道の影響—	2004 年 5 月
42	草野 厚 古川園智樹 水谷玲子	視聴率の代替可能性—メディア検証機構に焦点を当てて—	2004 年 5 月
43	中川祥子	「信頼の提供」に基づいた NPO と行政のパートナーシップ・モデルの提示	2004 年 5 月
44	安西祐一郎	ヒューマンセキュリティへの総合政策学アプローチ	2004 年 5 月
45	小倉 都	日本における再生医療ビジネスの課題とベンチャー企業の取り組み—ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの事例分析について—	2004 年 7 月
46	伴 英美子	高齢者介護施設における従業員のバーンアウトに関わる組織システムの調査—総合政策学的視座—	2004 年 7 月

47	伊藤裕一	「開かれた政策協調手法」の発展とその評価 — EU 雇用政策分野における取組みを中心に—	2004 年 7 月
48	Hideki Kaji Kenichi Ishibashi Yumiko Usui	Human Security of the Mega-cities in East and South-East Asia	July 2004
49	Takashi Terada	Thorny Progress in the Institutionalization of ASEAN+3: Deficient China-Japan Leadership and the ASEAN Divide for Regional Governance	July 2004
50	Sayuri Shirai	Recent Trends in External Debt Management Practices, Global Governance, and the Nature of Economic Crises —In Search of Sustainable Economic Development Policies—	September 2004
51	Sayuri Shirai	Japan, the IMF and Global Governance —Inter-Disciplinary Approach to Human Security and Development—	September 2004
52	Sarunya Benjakul	Equity of Health Care Utilization by the Elderly Population in Thailand during the Periods of the Economic Bubble and after the Economic Crisis: Human Security and Health Policy Options	September 2004
53	中林啓修	先進国の治安政策と「人間の安全保障」 — EU 司法・内務政策を巡る考察—	2004 年 9 月
54	Yuichi Ito	Globalisation, Regional Transformation and Governance — The Case of East Asian Countries —	January 2005
55	孫 前進 陳 宏 香川敏幸	东北亚经济空间形成中的流通环境分析 [中国語論文]	2005 年 1 月
56	敵 網林 小島朋之 早見 均	运用京都协议书清洁开发机制 (CDM) 构筑可持续的 植树造林机制—日本庆应义塾大学与中国沈阳市 林业局合作造林的实践经验—[中国語論文]	2005 年 1 月
57	白井早由里	開発援助 (ODA) のもたらすマクロ経済問題 —総合政策学アプローチに向けて—	2005 年 1 月
58	白井早由里	援助配分・供与についての新しいアプローチ —ヒューマン・セキュリティとミレニアム開発 目標の達成に向けて—	2005 年 1 月
59	小暮厚之	多変量保険リスク管理への共単調性アプローチ —ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
60	枇々木規雄	動的投資決定のための多期間ポートフォリオ 最適化モデル—ヒューマンセキュリティへの 基盤研究—	2005 年 4 月
61	松山直樹	変額年金保険のリスク管理 (現状と課題) —ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
62	工藤康祐 小守林克哉	EIA (株価指数連動型年金) に含まれるオプション性 について—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月

63	田中周二	第三分野保険（医療、就業不能、介護）の経験表の作成について—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
64	田中周二	大論争「現行アクチュアリー実務は間違っているのか」—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
65	巖 網林 宮坂隆文	衛星データによる砂漠化進行の時系列分析と農業政策による影響の考察—中国内蒙古自治区ホルチン砂地を事例として—	2005 年 4 月
66	中林啓修	司法・内務分野における EU の対中東欧支援政策—「人間の安全保障」実現にむけた国際協力構築の一形式—	2005 年 4 月
67	青木節子	宇宙の軍事利用を規律する国際法の現状と課題	2005 年 4 月
68	青木節子	適法な宇宙の軍事利用決定基準としての国会決議の有用性	2005 年 4 月
69	岡部光明 光安孝将	金融部門の深化と経済発展—多国データを用いた実証分析—	2005 年 4 月
70	森平爽一郎 神谷信一	日本の家計はバブル崩壊以降危険回避的であったのか？	2005 年 4 月
71	小暮厚之 長谷川知弘	将来生命表の統計モデリング：Lee-Carter 法とその拡張—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
72	山田 悠 小暮厚之	取引システムが価格形成に与える影響の分析—総合政策学の視点による研究—	2005 年 7 月
73	駒井正晶	住宅パウチャー：アメリカの経験に学ぶ	2005 年 7 月
74	安井 綾 平高史也	「ヒューマンセキュリティの基盤」としての言語政策	2005 年 7 月
75	野中 葉 奥田 敦	インドネシアにおけるジルバップの現代的展開における総合政策学的研究—イスラームと向き合う世俗高学歴層の女性たち—	2005 年 7 月
76	岡部光明	総合政策学の確立に向けて (1): 伝統的「政策」から社会プログラムへ	2005 年 8 月
77	岡部光明	総合政策学の確立に向けて (2): 理論的基礎・研究手法・今後の課題	2005 年 8 月
78	國領二郎	ネットワークと総合政策学	2005 年 8 月
79	小島朋之 巖 網林	総合政策学による環境ガバナンスの実践—東アジアにおける環境問題と国際政策協調スキームの構築—	2005 年 8 月
80	白井早由里	開発援助政策のマクロ経済学と制度アプローチの融合—総合政策学によるメソッドの提案—	2005 年 8 月

1. (シリーズの目的) 当ワーキングペーパーシリーズは、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点 --- ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」の趣旨に沿って行われた研究成果をタイミングよく一般に公開するとともに、それに対して幅広くコメントを求め、議論を深めていくことにあります。このため編集委員会は、同プログラム事業推進担当者 30 名（以下 COE 推進メンバーという。当 COE ウェブページに氏名を掲載）またはその共同研究者等（下記の 4 を参照）による積極的な投稿を期待しています。なお、主として研究論文を集録する当シリーズとは別に、専ら研究資料を集録するために「総合政策学研究資料シリーズ (Policy and Governance Research Data and Document Series)」を 2004 年 6 月に新たに創設しました。当 COE の研究領域や研究内容等はウェブページ（本稿末尾）をご参照ください。

2. (集録論文の性格) シリーズに集録する論文は、原則として日本語、英語、または中国語で書かれた論文とします。集録対象は、未発表論文だけでなく、学会報告済み論文、投稿予定論文、研究の中間報告的な論文、当 COE 主催ワークショップ等における報告論文、シリーズの趣旨に合致する既発表論文（リプリント）など、様々な段階のものを想定していますが、性格的には原則として研究論文といえるものとします。集録論文のテーマは比較的広く設定しますが、上記趣旨に鑑み、原則として総合政策学ないしその方法論、あるいはヒューマンセキュリティに関連するものとします。このため、論文主題、論文副題、あるいは論文概要のいずれかにおいて原則として「総合政策学」または「ヒューマンセキュリティ」という用語のいずれか（または両方）が入っていることを当シリーズ採録の条件とします。

3. (投稿の方法) 投稿は、論文の文書ファイル（図表等が含まれる場合はそれらも含めて一つのファイルにしたもの）を電子メールによって下記にあてて送信してください。文書ファイルは、原則として MS-Word または LaTeX で書かれたものとします。後者による場合には、既刊ワーキングペーパーの様式に準じて作成していただき、そのまま印刷できる様式のもの（camera-ready manuscript）をご提出ください。なお、投稿の締切り期限は特に設けず、随時受け付けます。

4. (投稿資格) 当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員は直接投稿できるものとしますが、それ以外の研究協力者（共同研究者あるいは当 COE リサーチアシスタント等）は必ず当 COE 推進メンバーを経由して投稿してください。この場合、経由者となる COE 推進メンバーは、論文の内容や形式等を十分に点検するとともに必要な修正を行い、責任が持てる論文にしたうえで提出してください。投稿論文は、その著者として SFC 修士課程学生や SFC 学部学生を含む共著論文であってもかまいません（ただし学部学生は第一著者にはなれません）。著者として SFC 大学院以外の大学院生を含む場合には、修士課程学生は第一著者になれず、また博士課程学生も原則として第一著者になれません。研究協力者が SFC の内部者、外部者のいずれの場合でも、投稿論文の著者（複数著者の場合はそのうち少なくとも 1 名）は博士課程在籍中の学生またはそれ以上の研究歴を持つ研究者（当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員はこれに含まれる）であることを条件とします。

5. (論文査読の有無) シリーズの趣旨に鑑み、一般の学術専門誌のような論文査読は行わず、できるだけ幅広く集録してゆく方針です。ただし、シリーズの趣旨に合致する論文とはいいがたいと編集委員会が判断する場合には、編集委員会は、1) 当該論文の採録を見送る、2) 掲載するうえで必要な改訂（体裁その他の点）を著者をお願いする、3) 当シリーズではなく「総合政策学研究資料シリーズ」への採録に回す、などの対応をとることがあります。編集委員会が投稿原稿を受理した場合、通常 10 日以内に必要な改訂の有無を執筆者に電子メールで直接ご連絡します。なお、集録が決定した場合、鮮明な印刷原紙作成のために図表等の原データ（例えば Photoshop EPS など）の提出をお願いする場合があります。

6. (投稿料・原稿執筆料) 投稿料は不要です。一方、原稿執筆料は支払われません。集録論文の著者には当該ワーキングペーパーを原則として40部進呈いたします(それ以上の場合も十分対応できますので申し出て下さい)。

7. (著作権) ワーキングペーパーの著作権は、当該論文の執筆者に帰属します。

8. (公開方法) 本シリーズに含まれる論文は、編集委員会が統一的な様式に変換したうえで冊子体に印刷して公開します(既刊論文をご参照。なお提出原稿にカラー図表等が含まれていても構いませんが、それらは冊子印刷に際しては全てモノクロとなります)。またウェブ上においても、原則としてすべての論文をPDFファイル形式でダウンロード可能な状態で掲載し、公開します。

9. (原稿執筆要領) 提出原稿の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1) A4版、横書き、各ページ1列組み(2列組みは不可)。

2) 活字サイズは、日本語または中国語の場合10.5~11ポイント、英語の場合11~12ポイントとする。1ページあたりの分量は、日本語または中国語の場合1ページ40字30行、英語の場合1ページ30行をそれぞれ目安とする。(これら3つの言語以外の言語による場合は適宜読み替える。以下同様。)

3) タイトルページ(1枚目)には、論題、著者名、著者の所属と肩書き(大学院生には修士課程在学中か博士課程在学中かを明記のこと)、著者の電子メールアドレスのほか、必要に応じて論文の性格(学会発表の経緯など)や謝辞を記載。「COEの研究成果である」といえる場合には必ずその旨を記載する。なお、日本語論文の場合は、論題(メインタイトルおよびサブタイトル)ならびに著者名の英語表示もページ下方に適宜記載する(当該論文には印刷しないが、英文ワーキングペーパー末尾に付ける既刊一覧表で必要となるため)。

4) その次のページ(2枚目)には、論題、著者名、概要、キーワード(4-6つ程度)を記載。概要は必須とし、一つのパラグラフで記載する。その長さは7-12行(日本語論文または中国語論文の場合は250字-400字程度、英文論文の場合は150語程度)を目安とし、単に論文の構成を記述するのではなく分析手法や主な結論など内容面での要約も必ず記述する。なお、中国語論文の場合の概要は、中国語に加え、英語または日本語でも付けること。

5) 本文は、その次のページ(3枚目)から始める。

6) タイトルページを第1ページとし、論文全体に通しページ(下方中央)を付ける。

7) 注は、論文全体として通し番号をつけ、該当ページの下方に記載する(論文の最後にまとめて記載するのではなく)。

8) 図と表は区別し、それぞれ必ずタイトルをつける。またそれぞれ通し番号をつける。それぞれの挿入箇所を明示する(図表自体は論文末尾に一括添付する)か、あるいは本文中に直接はめ込むか、いずれでもよい。

9) 引用文献は、本文の最後にまとめて記載する。その場合、日本語文献、外国語文献の順。日本語文献は「あいうえお」順、外国語文献は「アルファベット」順。

10) 文献リストには、引用した文献のみを記載し、引用しなかった文献は記載しない。

11) 論文の長さは、特に制約を設けないが、研究論文として最も一般的な長さと考えられるもの(本文が15-30ページ程度)を目安とする。

10. (投稿要領の改訂) 投稿要領の最新時点のものは、随時、当COEのウェブページに掲載します。

論文の投稿先: coe2-wp@sfc.keio.ac.jp

論文冊子の入手その他: coe2-sec@sfc.keio.ac.jp

論文のPDF版(COEウェブページ): <http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>

ワーキングペーパーシリーズ編集委員: 岡部光明(編集幹事)、梅垣理郎、駒井正晶